柏崎市原子力災害 広域避難計画

修正素案

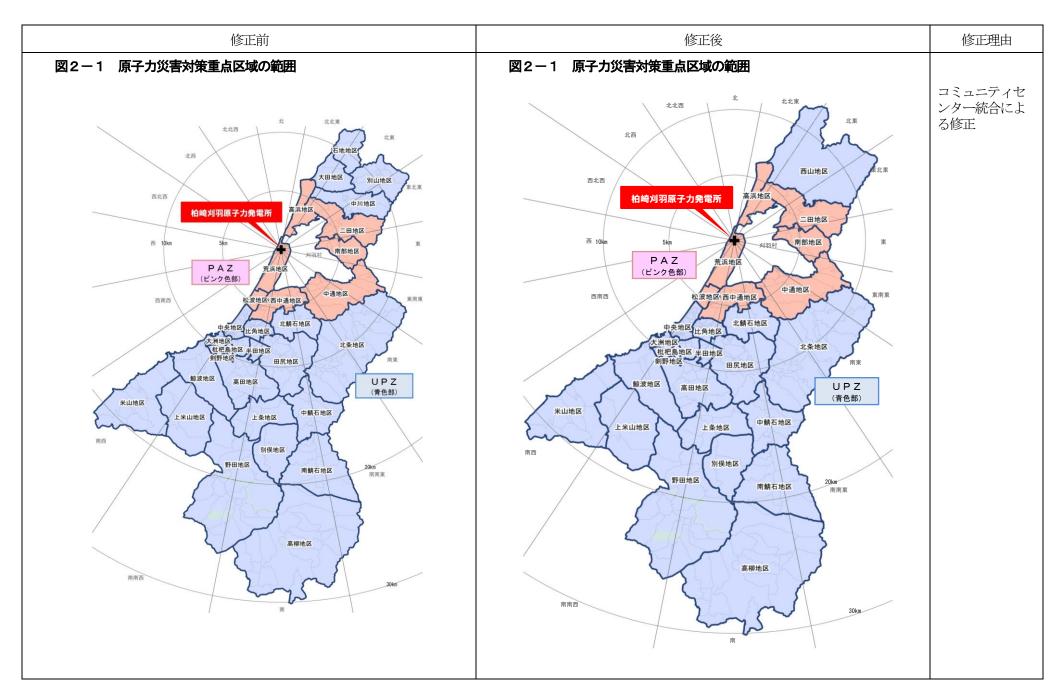
令和4年(2022年) 月

新旧対照表

修正前	修正後	修正理由
第1章 総則	第1章 総則	
1、2 (略)	1、2 (略)	
3 計画の修正	3 計画の修正	
本計画は、現時点における考え方をまとめたものであり、今後、国、 県、関係市町村及び防災関係機関との調整結果や原子力防災訓練での検 証を踏まえるとともに、原災法及び関係法令並びに原子力災害対策指針 の改正や、防災基本計画、新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)並 びに柏崎市地域防災計画(原子力災害対策編)の修正により随時修正又 は更新を行っていくものとする。 また、県が定める「新潟県原子力災害広域避難計画」との整合性を図 るものとする。	本計画は、現時点における考え方及び具体的な対応等をまとめたものであり、今後、国、県、関係市町村及び防災関係機関との調整結果や原子力防災訓練での検証を踏まえるとともに、原災法及び関係法令並びに原子力災害対策指針の改正や、防災基本計画、新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)並びに柏崎市地域防災計画(原子力災害対策編)の修正により随時修正又は更新を行っていくものとする。 また、県が定める「新潟県原子力災害広域避難計画」との整合性を図るものとする。	記載の適正化
第2章 原子力災害対策の基本事項	第2章 原子力災害対策の基本事項	
1 原子力災害に対応するための防護措置	1 原子力災害に対応するための防護措置	
(1) 避難及び一時移転	(1) 避難及び一時移転	
あらかじめ定められた避難先への避難を実施する防護措置であり、 原子力施設等の事故の状況や環境の放射線量により、以下の2通りが 原子力災害対策指針において規定されている。	住民等が一定量の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るもの。 原子力施設等の事故の状況や環境の放射線量により、以下の2通りが原子力災害対策指針において規定されている。	記載の適正化
(2) (略)	(2) (略)	
(3) 安定ヨウ素剤の服用	(3) 安定ヨウ素剤の服用	
放射性ヨウ素による内部被ばく <mark>を</mark> 低減するため、安定ヨウ素剤を服用するもの。原則として原子力規制委員会が服用の必要性を判断し、 国又は県、市の指示に基づいて服用する。	放射性ヨウ素による <mark>甲状腺の</mark> 内部被ばく <u>の予防又は</u> 低減 <u>を</u> するため、安定ヨウ素剤を服用するもの。原則として原子力規制委員会が服用の必要性を判断し、国又は県、市の指示に基づいて服用する。	記載の適正化
(4)~(7) (略)	(4)~(7) (略)	
(7) 感染症の流行下での防護措置	(7) 感染症の流行下での防護措置	

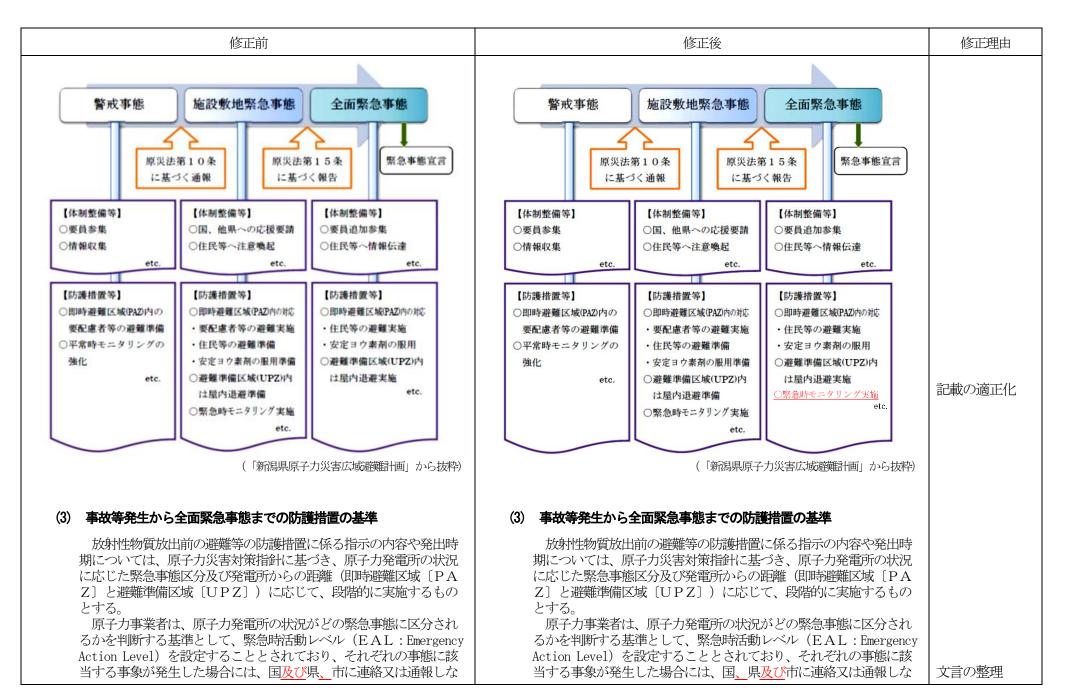
修正前	修正後	修正理由
・感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第1項に定める新型インフルエンザ等を指す。)の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。 ・避難又は一時移転を行う場合には、その過程(避難車両等)又は避難先(避難所等)などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いを含む手指衛生等の感染症対策を実施する。 ・屋内退避の指示により自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物	・感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第1項に定める新型インフルエンザ等を指す。)の流行下において原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。 ・避難又は一時移転を行う場合には、その過程(避難車両等)又は避難先(避難所等)などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いを含む手指衛生等の感染症対策を実施する。 ・なお、具体的な感染症対策については、新型コロナウイルス感染拡	防災基本計画等 の反映 防災基本計画等
質による被ばくを避けることを優先して、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないこととする。 ・自然災害により指定避難所等で屋内退避をする場合は、密集を避け、極力分散して退避することとする。 ・原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々の状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や隔離を保つなど、柔軟に対応する。 ・具体的な避難方法等は、課題等を洗い出し、国、県等と協議を行い、計画に反映させていくものとする。	大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の 実施ガイドライン(内閣府(原子力防災担当)、令和2年11月) を参考に実施するものとする。	の反映
2 原子力災害対策重点区域の範囲 本市では、市内全域を原子力災害対策重点区域としており、更に原子力発電所からの距離に応じて即時避難区域(PAZ [Precautionary Action Zone]:予防的防護措置を準備する区域)と避難準備区域(UPZ [Urgent Protective action Planning Zone]:緊急時防護措置を準備する区域)に区分し、対象とする地域は、原子力発電所からおおむね半径30km圏内の次に掲げる地区(コミュニティを単位)とし、その範囲は次のとおりとする。	2 原子力災害対策重点区域の範囲 本市では、市内全域を原子力災害対策重点区域としている。 更に原子力発電所からの距離に応じて即時避難区域(PAZ [Precautionary Action Zone]:予防的防護措置を準備する区域)と避難準備区域(UPZ [Urgent Protective action Planning Zone]:緊急時防護措置を準備する区域)に区分し、対象とする地域は、原子力発電所からおおむね半径30km圏内の次に掲げる地区(コミュニティを単位)とし、その範囲は次のとおりとする。	文言の整理

	修正前						修正後				
表2一1 原	表 2 一 1 原子力災害対策重点区域の範囲と人口 令和 3 年(2021 年) 4 月 1 日現在					表2-1 原子力災害対策重点区域の範囲と人口 令和4(2022年)4月1日現					
原子	力災害対策を実施	をすべき地域の範囲	人口 (人)		区 分	範 囲	地 区 名	人口(人)			
即時避難区域(PAZ)	原子力発電所 を中心とする おおむね半径 5キロメート ル圏	高浜地区、荒浜地区、松 波地区、南部地区、二田 地区、中通地区、西中通 地区 計 7地区	<u>14, 791</u>		即時避難区域(PAZ)	原子力発電所 を中心とする おおむね半径 5キロメート ル圏	高浜地区、荒浜地区、松 波地区、南部地区、二田 地区、中通地区、西中通 地区 計 7地区	<u>14, 556</u>	時点修正		
避難準備区 域 (UPZ)	原子力発電所 を中心とする おおむね半径 5~30 キロメ ートル圏	中川地区、別山地区、大田地区、石地地区、北縣石地区、北条地区、中央地区、比角地区、田尻地区、大洲地区、鯨波地区、上米山地区、剣野地区、批杷島地区、半田地区、南鯖石地区、中鯖石地区、南鯖石地区、別俣地区、野田地区、高柳地区、計23地区	<u>66, 289</u>		避難準備区 域 (UPZ)	原子力発電所 を中心とする おおむね半径 5~30 キロメ ートル圏	西山地区、北鯖石地区、北条地区、中央地区、比角地区、田尻地区、大洲地区、原波地区、上米山地区、剣野地区、枇杷島地区、半田地区、高田地区、中鯖石地区、木山地区、上条地区、別俣地区、野田地区、高柳地区	<u>65, 108</u>	コミュニティセ ンター統合によ る修正 時点修正 コミュニティセ ンター統合によ る修正		
		合 計	81, 080				合 計	<u>79, 664</u>	時点修正		



 敷地緊急事態要避難者)の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階。 市は、直ちに必要な要員を参集し、原子力発電所の状況等の情報収集、連絡体制を構築し、住民等への情報伝達を行う。また、即時避難区域(PAZ)の要配慮者等(施設敷地緊急事態要避難者)に対し、避難準備を開始するよう指示するとともに、事態の進展に備え、市内全域に対し、速やかに帰宅し今後の情報に注意するよう呼びかける。 要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階。市は、直ちに必要な要員を参集し、原子力発電所の状況等の情報収集、連絡体制を構築し、住民等への情報伝達を行う。また、即時避難区域(PAZ)の施設敷地緊急事態要避難者に対し、避難準備を開始するよう指示するとともに、事態の進展に備え、市内全域に対し、速やかに帰宅し今後の情報に注意するよう呼びかける。 施設敷地緊急事態要避難者 原子力災害文 	修正前	修正後	修正理由
(2) 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方 原子力災害対策指針では、初期対応段階において適別に防護措置を実施するために次の3つの緊急事態区分が設定され、各事態においてとるべき防護措置が決められている。 (3) 警戒事態 (AL: Alert) その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力発電所において異常事象の発生又はそのおそれが緊急のものではないが、原子力発電所において異常事象の発生又はそのおそれが緊急のものではないが、原子力発電所において異常事象の発生又はそのおそれが緊急のものではないが、原子力発電所において異常事象の発生又はそのおそれがある段階。 市は、直ちに必要な要員を参集し、原子力発電所の状况等の情報いなし、連絡体制を構築し、住民等への情報伝達を行う。また、即時避難と以、(PAZ) の要配慮者等 (施設・ (PAZ) の要配慮者等 (施設・ (PAZ) の要配慮者等 (施設・ (PAZ) の要配を指定を対し、原子力発電所の状况等の情報収集し、生民等への情報伝達を行う。また、即時避難区域 (PAZ) の施設・世際急事態・要が報告の選集等の防護措置の準備を開始する必要がある段階。市は、直ちに必要な要員を参集し、原子力発電所の状况等の情報収定と、即時避難区域 (PAZ) の施設・世界会・事態・定対、原子力発電所の状況等の情報に定きを関し、原子力発電所の状況等の情報に定きを関係・市は、直ちに必要な要員を参集し、原子力発電所の状況等の情報に対し、運動・対象・体制を構築し、住民等への情報に定き行う。また、即時適適に付し、表ともに、事態の進展に構え、市内全域に対し、速報・適に対し、速報・適に対し、速報・適に対し、速報・適に対し、速報・適に対し、速報・適に対し、速報・適に通に対し、表ともに、事態の進展に対し、表に表は、表に表は、表に表は、表に表は、表に表は、表に表は、表に表は、表に表			
原子力災害対策指針では、初期対応段階において適切に防護措置を実施するために次の3つの緊急事態区分が設定され、各事態においてとるべき防護措置が決められている。 ① 警戒事態(A L:Alert) その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力発電所において異常事象の発生又はそのおそれが緊急のものではないが、原子力発電所において異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、即時避難区域(PAZ)の変配庫者等(施設敷地緊急事態更避難者)の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階。 市は、直ちに必要な要員を参集し、原子力発電所の状況等の情報収集、連絡体制を構築し、住民等への情報伝達を行う。また、即時避難区域(PAZ)の <u>施設敷地緊急事態更</u> 能量がある段階。市は、直ちに必要な要員を参集し、原子力発電所の状況等の情報収集、連絡体制を構築し、住民等への情報伝達を行う。また、即時避難区域(PAZ)の <u>施設敷地緊急事態更避難者</u> を対し、速度が自動を開始するともに、事態の進展に備え、市内全域に対し、速やかに帰宅し今後の情報に注意するよう呼びかける。 「たいて、原子力発電所の状況等の情報収集、連絡体制を構築し、住民等への情報伝達を行う。また、即時避難区域(PAZ)の <u>施設敷地緊急事態更避難者</u> を対し、速度が自動を開始するともに、事態の進展に備え、市内全域に対し、速度がに対し、速やかに帰宅し今後の情報に注意するよう呼びかける。 「たいて、原子力発電所の状況等の情報収集、連絡を事態更進難者」に対し、速度が可能を開始するともに事態の進展に備え、市内全域に対し、速度が自動を関係を開始さるよう指示するとともに事態が関係において適切に防護力に対し、とるべき防護性間が決められている。 「たいまの集事を関をできるとれが緊急のものではないが、原子力発電所の状況等の情報収集、連絡が関係において適切に応募切に対し、のいまの関係において適切に応募切に応募切に応募切に対し、を事態において適切に防護力に対し、とるべき助とををできまして、事態の適度の関係において適切に応募切に応募切に応募切に応募切に応募切に対している。 「記載の適定に関すると表しに対している。」 「記載の適定とないで、初期が対した者をいう。要配慮者(注)のうち、連難の実施に通常以上の時間がからる者に対している。 「原子力災害数しないる。」 「原子力災害数しないる」を表しい、ののではないでは、まれいで、ないではないでは、まれいで、ないでは、まれいで、ないでは、まれいで、ないでは、まれいで、ないでは、まれいで、ないでは、まれいで、ないでは、ないでは、まれいで、ないでは、まれいで、ないでは、まれいで、ないでは、まれいで、ないでは、まれいで、ないでは、ないでは、ないでは、まれいで、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、まれいでは、ないでは、まれい			
	原子力災害対策指針では、初期対応段階において適切に防護措置を 実施するために次の3つの緊急事態区分が設定され、各事態において とるべき防護措置が決められている。 ① 警戒事態(AL: Alert) その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のもの ではないが、原子力発電所において異常事象の発生又はそのおそれが あるため、情報収集や、即時避難区域(PAZ)の要配慮者等(施設 敷地緊急事態要避難者)の避難等の防護措置の準備を開始する必要が ある段階。 市は、直ちに必要な要員を参集し、原子力発電所の状況等の情報収 集、連絡体制を構築し、住民等への情報伝達を行う。また、即時避難 区域(PAZ)の要配慮者等(施設敷地緊急事態要避難者)に対し、 避難準備を開始するよう指示するとともに、事態の進展に備え、市内	原子力災害対策指針では、初期対応段階において適切に防護措置を実施するために次の3つの緊急事態区分が設定され、各事態においてとるべき防護措置が決められている。 ① 警戒事態(A L: Alert) その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力発電所において異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、即時避難区域(PAZ)の施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階。市は、直ちに必要な要員を参集し、原子力発電所の状況等の情報収集、連絡体制を構築し、住民等への情報伝達を行う。また、即時避難区域(PAZ)の施設敷地緊急事態要避難者に対し、避難準備を開始するよう指示するとともに、事態の進展に備え、市内全域に対し、速やかに帰宅し今後の情報に注意するよう呼びかける。 施設敷地緊急事態要避難者 即時避難区域(PAZ)において、次のいずれかに該当する者をいう。 の要配慮者(注)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者 の妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者 の安定ョウ素剤を服用できないと医師が判断した者	記載の適正化 記載の適正化 原子力災害対策 指針の改正を反 映
乳婦及び乳幼児の保護者等を含む。 なお、これ以降、本計画においては <u>施設敷地緊急事態要避難者を</u> 「要配慮者等」 と記載する。		なお、これ以降、本計画においては <u>施設敷地緊急事態要避難者を</u> 「要配慮者等」	

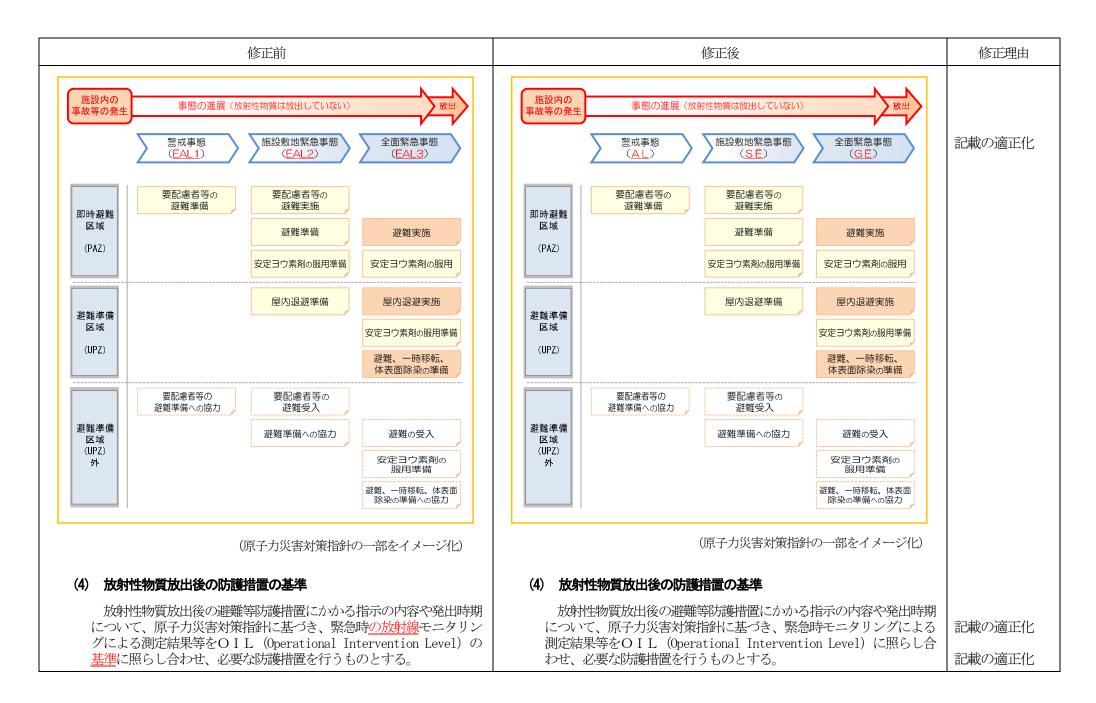
修正前	修正後	修正理由
事象に該当 原子力発電所で公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力発電所周辺において緊急時に備えた避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階。市は、即時避難区域(PAZ)の要配慮者等 <u>(施設敷地緊急事態要</u> 選業者)の避難を実施するとともに、住民等へ避難準備を開始するよう指示する。また、避難準備区域(UPZ)の住民等に対し、屋内退避の準備を開始するよう指示する。 施設敷地緊急事態要避難者 即時避難区域(PAZ)において、次のいずれかに該当する者をいう。 ○ 要配慮者(注)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらないもの ○ 要配慮者以外の者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要なもの ・ 安定ョウ素剤を服用できないと医師が判断したもの	事象に該当 原子力発電所で公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力発電所周辺において緊急時に備えた避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階。 市は、即時避難区域(PAZ)の要配慮者等の避難を実施するとともに、住民等へ避難準備を開始するよう指示する。また、避難準備区域(UPZ)の住民等に対し、屋内退避の準備を開始するよう指示する。	記載の適正化記載の適正化
 ・ 安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの (注)「要配慮者」災害対策基本法に定める高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいい、妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む。なお、これ以降、本計画においては「要配慮者等」と記載する。 ③ 全面緊急事態(GE: General Emergency) ※原災法第15条事象に該当(略) 図2-2 緊急事態の初期対応段階における体制整備と防護措置等 	③ 全面緊急事態(GE: General Emergency) ※原災法第15条事象に 該当 (略) 図2-2 緊急事態の初期対応段階における体制整備と防護措置等	



	修正前					修正理由			
ければならない。なお、原子力発電所におけるEALの具体的事象の設定については、原子力災害対策指針に基づき、東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」という。)が原子力事業者防災業務計画に定めている。 表2-3 緊急時活動レベル(EAL)と判断基準			*	ければならない。なお、原子力発電所におけるEALの具体的事象の設定については、原子力災害対策指針に基づき、東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」という。)が原子力事業者防災業務計画に定めている。 表2-3 緊急時活動レベル(EAL)と判断基準					
	-) [W 急時活動レベル(EAL)と判断基準(例)		<u> </u>			R急時活動レベル(EAL)と判断基準(例)	
緊	警戒事態 (A L)	EAL1	原子炉の運転中に原子炉への全ての給水機能が喪失 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下 本市又は刈羽村において、震度6弱以上の地震が発生 原災法第10条の通報すべき基準に該当		緊	警戒事態 (AL)	EAL1	 原子炉の運転中に原子炉への全ての給水機能が喪失 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下 本市又は刈羽村において、震度6弱以上の地震が発生原災法第10条の通報すべき基準に該当 	
事	施設敷地 緊急事態 (SE)	EAL2	・ 原子炉の運転中に全ての給水機能が喪失し、高圧の非常用炉心冷却装置による注水が直ちにできない ・ 全非常用交流電源が喪失し、その状態が30分以上継続		急事態区	施設敷地 緊急事態 (SE)	EAL2	・ 原子炉の運転中に全ての給水機能が喪失し、高圧の非常用炉心冷却装置による注水が直ちにできない ・ 全非常用交流電源が喪失し、その状態が30分以上継続	
影	全面 緊急事態 (GE)	EAL3	原災法第15条の原子力緊急事態宣言発出の基準に該当 ・ 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止 操作により原子炉の停止ができない ・ 原子炉の運転中に全ての給水機能が喪失し、全ての非 常用炉心冷却装置による注水が直ちにできない		分	全面 緊急事態 (GE)	EAL3	原災法第15条の原子力緊急事態宣言発令の基準に該当 ・ 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止 操作により原子炉の停止ができない ・ 原子炉の運転中に全ての給水機能が喪失し、全ての非 常用炉心冷却装置による注水が直ちにできない	記載の適正化

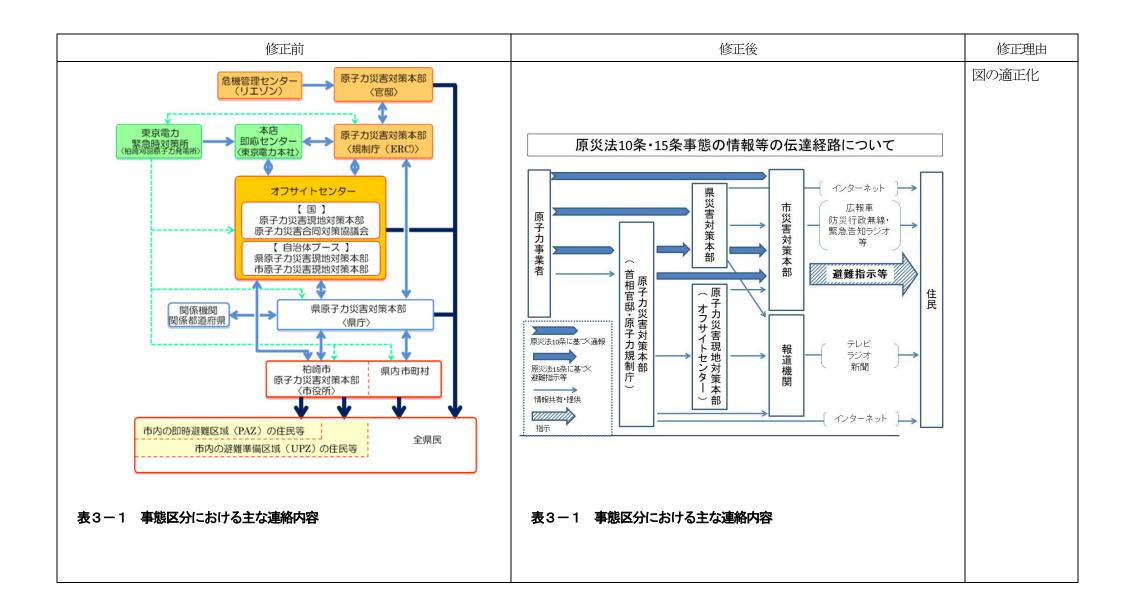
図2-3 EALに応じた防護措置のフロー

図2-3 EALに応じた防護措置のフロー



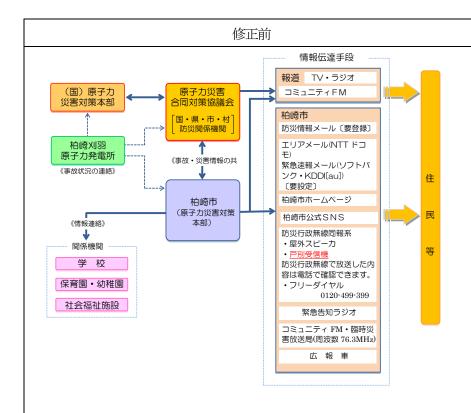
修正前	修正後	修正理由
OILとは、放射性物質の放出後、観測可能な指標に基づき防護措置を迅速に実行できるように、防護措置の実施を判断する基準として、空間線量率等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベルのことである。 放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国及び県は放射線量を測定する緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果をOILに照らして、地区ごとに避難や一時移転、飲食物摂取制限、安定ョウ素剤の服用指示などの必要な措置の判断を行う。	OILとは、放射性物質の放出後、観測可能な指標に基づき防護措置を迅速に実行できるように、防護措置の実施を判断する基準として、空間線量率等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベルのことである。 放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国及び県は放射線量を測定する緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果をOILに照らして、地区ごとに避難や一時移転、飲食物摂取制限、安定ョウ素剤の服用指示などの必要な措置の判断を行う。	
4 市の体制	4 市の体制	
(1) 、(2) (略)	(1) 、(2) (略)	
表2-5 原子力災害対策本部等の設置基準	表2-5 原子力災害対策本部等の設置基準	

		修正前				修正後		修正理由
態 勢	活動体制	設置基準	緊急事態区分	態 勢	活動体制	設置基準	緊急事態区分	
		○ 本市又は刈羽村で、震度5弱又は震度5強を 観測する地震が発生したとき	情報収集事態			○ 本市又は刈羽村で、震度5弱又は震度5強を 観測する地震が発生したとき	情報収集事態	
第 1 次配備	原子力災害 警戒本部	 ○ 本市又は刈羽村で、震度6弱以上を観測する地震が発生したとき ○ 本市又は刈羽村の沿岸を含む津波予報区で、大津波警報が発表されたとき ○ 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が1マイクロシーベルト/時を超える数値を検出したとき ○ 安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事態に該当する重要な故障が認められるとき ○ その他市長が必要と認めたとき ○ 発電所の事故により原災法第10条に基づ 	警戒事態	第1次配備	原子力災害 警戒本部	 ○ 本市又は刈羽村で、震度6弱以上を観測する地震が発生したとき ○ 本市又は刈羽村の沿岸を含む津波予報区で、大津波警報が発表されたとき ○ 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が1マイクロシーベルト/時を超える数値を検出したとき ○ 安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事態に該当する重要な故障が認められるとき ○ その他市長が必要と認めたとき 	警戒事態 <u>(A L)</u>	記載の適正化
第2次配備	原子力災害 対策本部 及び 現地対策本部	く通報があったとき ○ 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき	事態 全面緊急事態	第2次	原子力災害 対策本部	○ 発電所の事故により原災法第10条に基づ く通報があったとき	施設敷地緊急 事態 <u>(SE)</u>	記載の適正化
		○ その他市長が必要と認めたとき		配備	及び 現地対策本部	○ 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき○ その他市長が必要と認めたとき	全面緊急事態 <u>(GE)</u>	記載の適正化
1 緊急	を急時における は時における。 主な情報の記			1 緊急				



	修正前			修正後			
事態区分	発信元	主な連絡内容	<u>緊急</u> 事態区分	<u>緊急</u> 事態区分 発信元 主な連絡内容		記載の適正化	
	東京電力	・ <mark>警戒事態に該当する旨</mark> 、発電所等の状況		東京電力	・警戒事態に該当する旨、発電所等の状況		
	国	・国からの連絡事項		国	・国からの連絡事項		
警戒事態	県	・新潟県の対応状況、即時避難区域(PAZ)の対応状況	警戒事態	県	・新潟県の対応状況、即時避難区域(PAZ)の対応状況		
(<u>EAL1</u>)	県·OFC	・環境放射線モニタリング情報	(<u>A L</u>)	県·0FC	・環境放射線モニタリング情報		
	国·県· 市町村	・即時避難区域 (PAZ) 圏内の要配慮者等の避難準備要請 及びその状況 等		国·県· 市町村	・即時避難区域 (PAZ) 圏内の要配慮者等の避難準備要請 及びその状況 等	記載の適正化	
	東京電力	・ <mark>施設敷地緊急事態に該当する旨</mark> 、発電所等の状況		東京電力	・施設敷地緊急事態に該当する旨、発電所等の状況		
	国	・国からの連絡事項 ・緊急時モニタリング情報		国	・国からの連絡事項 ・緊急時モニタリング情報		
施設敷地緊急事態	県	・新潟県の対応状況、即時避難区域(PAZ)の対応状況	施設敷地緊急事態	県	・新潟県の対応状況、即時避難区域(PAZ)の対応状況	記載の適正化	
【原災法第10条事象】	県·OFC	・緊急時モニタリング情報	(SE)	県·OFC	・緊急時モニタリング情報		
<u>(EAL2)</u>	国·県・ 市町村	 ・即時避難区域 (PAZ) 圏内の避難準備要請及び安定ョウ素剤の服用準備指示 ・即時避難区域 (PAZ) 圏内の要配慮者等の早期避難要請 ・避難準備区域 (UPZ) 圏内の屋内退避準備要請 等 	【原災法第10条事象】	国·県· 市町村	・即時避難区域 (PAZ) 圏内の避難準備要請及び安定ョウ素剤の服用準備指示・即時避難区域 (PAZ) 圏内の要配慮者等の早期避難要請・避難準備区域 (UPZ) 圏内の屋内退避準備要請 等		
	東京電力	· <mark>全面緊急事態に該当する旨</mark> 、発電所等の状況		東京電力	・全面緊急事態に該当する旨、発電所等の状況		
	国	・緊急事態宣言発出の連絡、国からの連絡事項 ・緊急時モニタリング情報		国	・緊急事態宣言発出の連絡、国からの連絡事項 ・緊急時モニタリング情報		
	県	・新潟県の対応状況、即時避難区域(PAZ)の対応状況		県	・新潟県の対応状況、即時避難区域(PAZ)の対応状況		
全面緊急事態 【原巛法第15冬東免】	県·OFC	<u>・モニタリング情報</u>	全面緊急事態	県·0FC	・緊急時モニタリング情報		
【原災法第15条事象】 <u>(EAL3)</u>	国·県·	・緊急時モニタリング情報 ・即時避難区域 (PAZ) 圏内の避難指示及び安定ョウ素剤の服用指示 ・避難準備区域 (UPZ) 圏内の屋内退避指示及び安定ョウ素剤の服用準備指示 ・避難準備区域 (UPZ) 圏外への避難受入要請	<u>(G E)</u> 【原災法第 1 5 条事象】	国·県· 市町村	 ・即時避難区域 (PAZ) 圏内の避難指示及び安定ョウ素剤の服用指示 ・避難準備区域 (UPZ) 圏内の屋内退避指示及び安定ョウ素剤の服用準備指示 ・<u>即時避難区域 (PAZ) 住民等の</u>避難準備区域 (UPZ) 圏外への避難受入要請 	記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化	
網掛けの情報が各事態にお	おける最初の	青報となる。 (「新潟県原子力災害広域避難計画」から抜粋)	、 ※網掛けの情報が各事態にる	」 おける最初の ⁶			

	修正前			修正理由					
避難等指示 (1)、(2) (略	- , -								
表3-2 事	態区分における主な避難等	防護措置の概要	表3-2 事	態区分における主な避難等限	方護措置の概要				
緊急事態区 分	即時避難区域(PAZ)	避難準備区域(UPZ)	緊急事態区 分	即時避難区域(PAZ)	避難準備区域(UPZ)				
警戒事態	〇住民等への注意喚起 〇市内全域に速やかな帰宅を要請	〇住民等への注意喚起 〇市内全域に速やかな帰宅を要請		○住民等への注意喚起 ○市内全域に速やかな帰宅を要請	〇住民等への注意喚起 〇市内全域に速やかな帰宅を要請				
(<u>EAL</u> <u>1</u>)	〇要配慮者等への避難準備を指示	〇要配慮者等への屋内退避の準備を指示	警戒事態 (<u>A L</u>)	〇要配慮者等への避難準備を指示	〇要配慮者等への屋内退避の準備を指示	記載の適正化			
	○学校・保育園等は保護者に児童生徒の迎えを要請し引渡す	○学校・保育園等は保護者に児童生徒 の迎えを要請し引渡す		○学校・保育園等は保護者に児童生徒の迎えを要請し引渡す	〇学校・保育園等は保護者に児童生徒 の迎えを要請し引渡す				
施設敷地	〇住民等は避難準備	〇住民等は屋内退避準備(早めの帰宅		〇住民等は避難準備	○住民等は屋内退避準備(早めの帰宅				
緊急事態 (<u>E A L</u> <u>2</u>)	〇要配慮者等は避難実施	〇要配慮者等は屋内退避を実施	施設敷地 緊急事態 (SE)	○要配慮者等は避難実施	〇要配慮者等は屋内退避を実施	記載の適正化			
	○学校・保育園等に残った児童生徒は 教職員の引率のもと避難実施	○学校・保育園等は屋内退避 保護者への児童生徒の引渡しを継続		○学校・保育園等に残った児童生徒は 教職員の引率のもと避難実施	〇学校・保育園等は屋内退避 保護者への児童生徒の引渡しを継続				
全面緊急事態 (<u>EAL3</u>)	〇住民等は避難を実施	○屋内退避を実施。避難準備を行う。 (原子力発電所の状況やPAZの避難状況を 踏まえ、予防的避難を行うことも検討) ○学校・保育園等は屋内退避を継続 保護者への児童生徒の引渡しは中止	全面緊急事 態 (<u>G E</u>)	〇住民等は避難を実施	○屋内退避を実施。避難準備を行う。 (原子力発電所の状況やPAZ の避難状況を 踏まえ、予防的避難を行うことも検討) ○学校・保育園等は屋内退避を継続 保護者への児童生徒の引渡しは中止	記載の適正化			
防護措置の 実施を判断 する基準 (OIL)	〇住民等は避難を継続実施	○500µSv/h を超える区域を特定し避難を 実施 ○20µSv/h を超える区域を特定し飲食物 摂取制限と共に1週間以内に一時移転 を実施	防護措置の 実施を判断 する基準 (OIL)	〇住民等は避難を継続実施	○500µSv/h を超える区域を特定し避難を 実施 ○20µSv/h を超える区域を特定し飲食物 摂取制限と共に1週間以内に一時移転 を実施				
3-3 市の情	青報連絡体制	$%1 \mu \text{ Sv/h} = 0.001 \text{mSv/h} = 0.000001 \text{ Sv/h}$	図3-3 市の	情報連絡体制	$\%1 \mu \text{ Sv/h} = 0.001 \text{mSv/h} = 0.000001 \text{ Sv/h}$				



(国)原子力

災害対策本部

柏崎刈羽

原子力発電所

《事故状況の連絡》

《情報連絡》

関係機関

学 校

保育園 • 幼稚園

社会福祉施設

4 住民等への広報

市は、原子力事故が発生した場合には、住民等が混乱せず、事故の状況に応じた適切な防護措置を実施できるよう、防災行政無線 (緊急告知ラジオを含む)、緊急速報メール・エリアメール、防災情報メール(要登録)、市ホームページ、柏崎市公式SNS、FMピッカラ(周波数76.3Mhz)、広報車及び各報道機関を通じた情報発信など、多様な情報伝達手段を活用し、正確かつ分かりやすい内容で迅速に住民等に広報を行う。

また、市原子力災害対策本部の指示や要請等を、各地区自主防災会を通じて住民等に伝達するとともに、各地区の状況や要望等を本部に連絡する情報連絡員として、各地区コミュニティセンターに市職員(緊急時地区派遣隊)を派遣する。

修正後

合同対策協議会 「国・県・市・村〕

防災関係機関

《事故・災害情報の共

柏崎市

(原子力災害対策

本部)

情報伝達手段

防災情報メール〔要登録〕

エリアメール(NTT ドコ

緊急速報メール(ソフトバ

ンク・KDDI[au])

柏崎市ホームページ

柏崎市公式SNS

防災行政無線同報系

・フリーダイヤル

緊急告知ラジオ

広 報 車

防災行政無線で放送した内

0120-499-399

容は電話で確認できます。

コミュニティ FM・臨時災

害放送局(周波数 76.3MHz)

屋外スピーカ

〔要設定〕

報道 TV・ラジオ

コミュニティFM

(1) 広報のタイミング(例示)

4 住民等への広報

市は、原子力事故が発生した場合には、住民等が混乱せず、事故の状況に応じた適切な防護措置を実施できるよう、防災行政無線、緊急告知ラジオ、緊急速報メール・エリアメール、防災情報メール(要登録)、市ホームページ、柏崎市公式SNS、FMピッカラ(周波数76.3Mhz)、広報車及び各報道機関を通じた情報発信など、多様な情報伝達手段を活用し、正確かつ分かりやすい内容で迅速に住民等に広報を行う。

また、市原子力災害対策本部の指示や要請等を、各地区自主防災会を通じて住民等に伝達するとともに、各地区の状況や要望等を本部に連絡する情報連絡員として、各地区コミュニティセンターに市職員(緊急時地区派遺隊)を派遣する。

(1) 広報のタイミング(例示)

記載の適正化

記載の適正化

修正理由

修正前

- Notes to the state of the state
- 記載の適正化

修正理由

- ・緊急事態区分等に至ったとき(警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態等)
- ・特別の体制(原子力災害対策本部設置等)をとったとき
- ・事故や災害の状況等に大きな変化があったとき
- ・避難、屋内退避、避難準備等を指示するとき
- ・放射性物質が放出されたとき
- 緊急時モニタリングの結果がまとまったとき

・緊急事態区分等に至ったとき(警戒事態(AL)、施設敷地緊急事態(SE)、全面緊急事態(GE)等)

修正後

- ・特別の体制 (原子力災害対策本部設置等) をとったとき
- ・事故や災害の状況等に大きな変化があったとき
- ・避難、屋内退避、避難準備等を指示するとき
- ・放射性物質が放出されたとき
- ・緊急時モニタリングの結果がまとまったとき

第4章 住民等の避難体制

1 基本的な考え方

(略)

(1) 即時避難区域(PAZ)

表4-1 事態区分及びPAZにおける予防的防護措置の概要

緊急事態区分	防護措置内容
警戒事態 (<mark>EAL1</mark>)	要配慮者等は、避難準備を実施
施設敷地緊急事態	要配慮者等は、避難を実施
(<u>EAL2</u>)	全住民は、避難準備を実施
全面緊急事態 (<mark>EAL3</mark>)	全住民は、避難を実施

(2) 避難準備区域(UPZ)

(略)

表4-2 事態区分及びUPZにおける予防的防護措置の概要

緊急事態区分	防護措置内容
警戒事態 (<u>EAL1</u>)	防護措置の準備・情報収集
施設敷地緊急事態 (<u>EAL2</u>)	屋内退避の準備
全面緊急事態 (<u>EAL3</u>)	屋内退避の実施

第4章 住民等の避難体制

1 基本的な考え方

(略)

(1) 即時避難区域(PAZ)

表4-1 事態区分及びPAZにおける予防的防護措置の概要

PART TO THE PART T		
緊急事態区分	防護措置内容	
警戒事態 (<mark>A L</mark>)	要配慮者等は、避難準備を実施	
施設敷地緊急事態	要配慮者等は、避難を実施	
(<u>S E</u>)	全住民は、避難準備を実施	
全面緊急事態 (<mark>G E</mark>)	全住民は、避難を実施	

(2) 避難準備区域(UPZ)

(略)

表4-2 事態区分及びUPZにおける予防的防護措置の概要

緊急事態区分	防護措置内容
警戒事態 (<u>A L</u>)	防護措置の準備・情報収集
施設敷地緊急事態 (<mark>S E</mark>)	屋内退避の準備
全面緊急事態 (<mark>G E</mark>)	屋内退避の実施

記載の適正化

記載の適正化

記載の適正化

記載の適正化

記載の適正化

記載の適正化

修正前	修正後	修正理由
11×14 pri	112 122	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
11多11月11	18/2 17/29	

表4-3 原子力災害対策指針における基準及び防護措置の内容

衣4-3 原ナル災害対策指針における基準及び防護措直の内容_			
O I L (運用上の介入レベル)	防護措置内容		
Ο I L 1 (500 μ Sv ∕h)	数時間以内を目途に区域を特定 し、避難等を実施。 (移動が困難 な者の一時屋内退避を含む)		
OIL4 (β線:40,000cpm) (1か月後の数値がβ線: 13,000cpm)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。		
O I L 2 (20 μSv∕h)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間以内に一時移転を実施。		

2 避難先の選定

- (1) (略)
- (2) 避難準備区域 (UPZ) における避難先の選定の考え方 (略)

表4-5 柏崎市の避難準備区域(UPZ)の避難先市町

地区コミュニティ	避難先市町
中川地区、別山地区 大田地区、石地地区	村 上 市
北条地区	湯沢町
北鯖石地区、田尻地区	南 魚 沼 市
大洲地区、鯨波地区、上米山地区	妙高市
比角地区、枇杷島地区、半田地区	糸 魚 川 市

表4-3	原子力災害対策指針における基準及び防護措置の内容	
------	--------------------------	--

O I L (運用上の介入レベル)	防護措置内容
Ο I L 1 (500 μSv∕h)	数時間以内を目途に区域を特定 し、避難等を実施。 (移動が困難 な者の一時屋内退避を含む)
OIL4 (β線:40,000cpm) (1か月後の数値がβ線: 13,000cpm)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等を <u>避難退域</u> 時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
O I L 2 (20 μSv∕h)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間以内に一時移転を実施。

2 避難先の選定

- (1) (略)
- (2) 避難準備区域 (UPZ) における避難先の選定の考え方

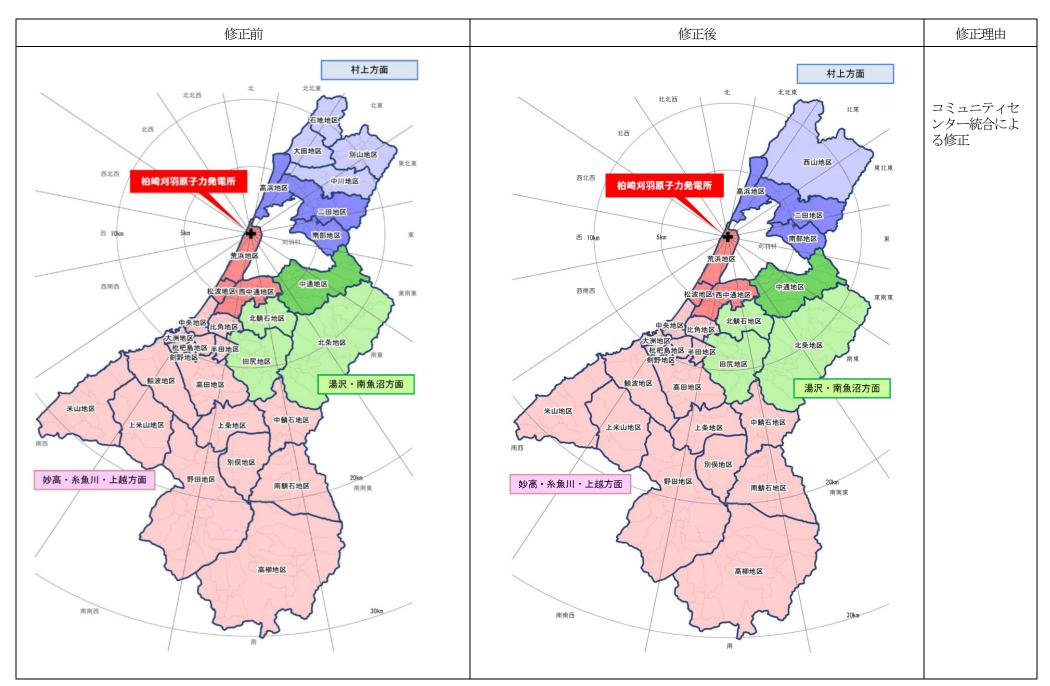
表4-5 柏崎市の避難準備区域(UPZ)の避難先市町

地区コミュニティ	避難先市町
西山地区	村 上 市
北条地区	湯沢町
北鯖石地区、田尻地区	南 魚 沼 市
大洲地区、鯨波地区、上米山地区	妙高市
比角地区、枇杷島地区、半田地区	糸 魚 川 市

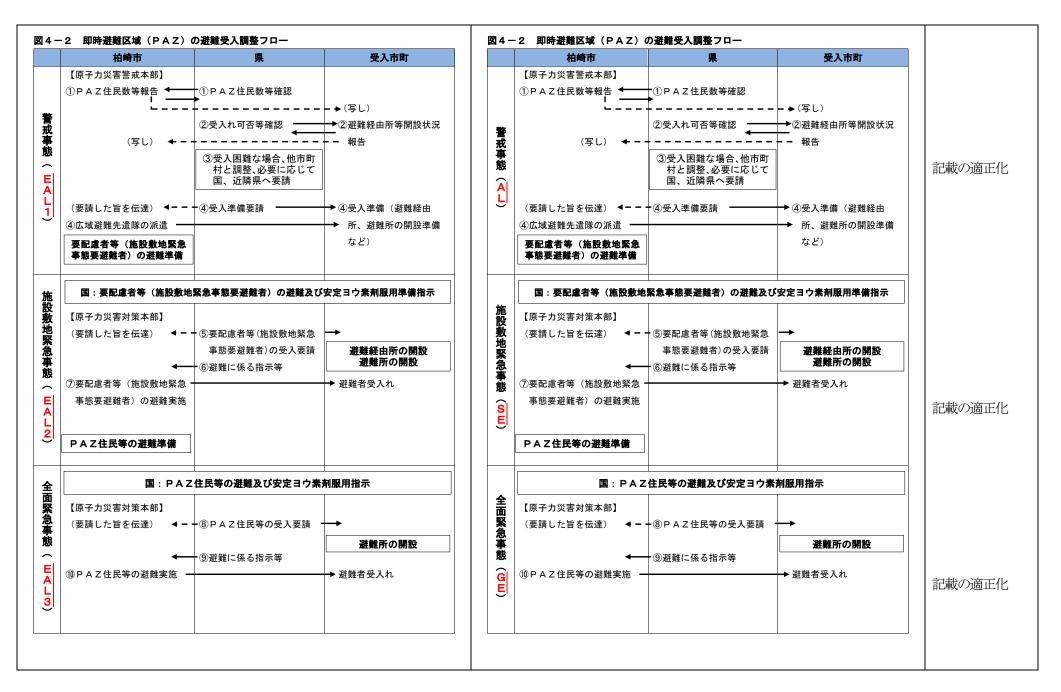
コミュニティセ ンター統合によ る修正

記載の適正化

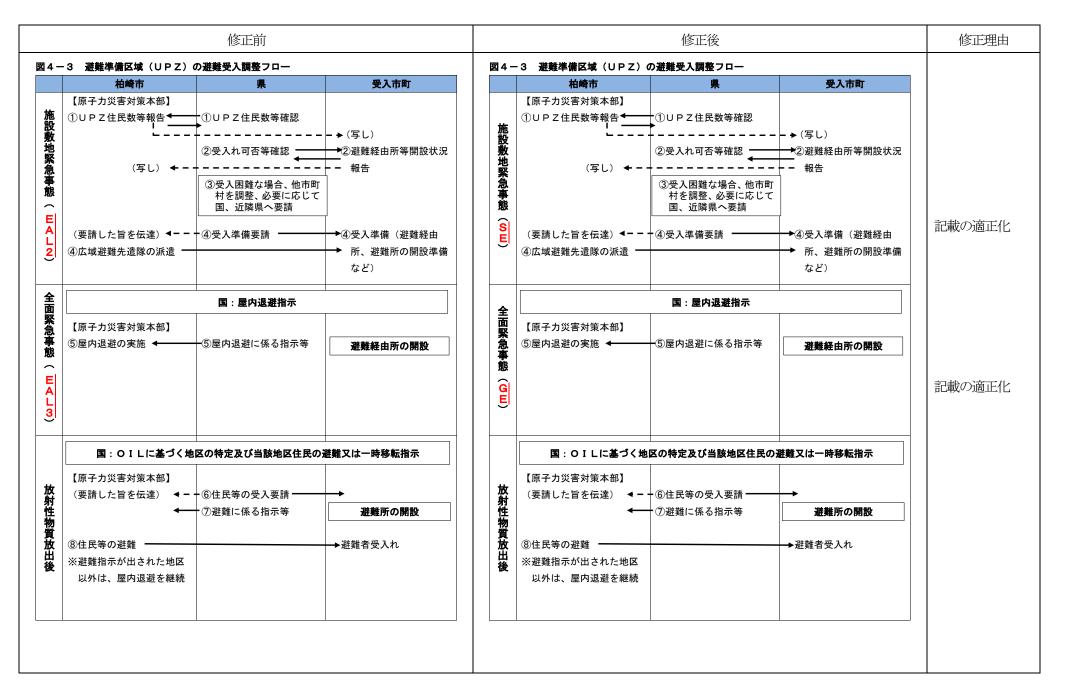
修正前			修正後		修正理由	
	中央地区、剣野地区、高田地区、 上条地区、別俣地区、野田地区、 中鯖石地区、南鯖石地区、 高柳地区、米山地区	上越市		中央地区、剣野地区、高田地区、 上条地区、別俣地区、野田地区、 中鯖石地区、南鯖石地区、 高柳地区、米山地区	上越市	
		近隣県等(要調整)※			近隣県等(要調整)※	
※災害の態様により、県内だけでは避難施設の十分な確保が 困難な場合等に備えて、県の調整のもと、近隣県への避難 も含めた複数の避難先確保を検討する。			※災害の態様により、県内だけでは避難施 合等に備えて、県の調整のもと、近隣県 難先確保を検討する。			
図	4-1 避難先の選定の考え方		図	4-1 避難先の選定の考え方		



修正前	修正後	修正理由
3 避難先の確保 (1) 即時避難区域(PAZ)	3 避難先の確保 (1) 即時避難区域(PAZ)	
① 警戒事態(EAL1)に該当する事象が発生した段階で、市は、 県が定めた様式により、即時避難区域(PAZ)の住民数等を県に 報告する。また同時に、あらかじめ選定した避難先4市町(村上 市、妙高市、糸魚川市、湯沢町)に対しても、同様の報告を行う。 ②~④ (略)	① 警戒事態(AL)に該当する事象が発生した段階で、市は、県が定めた様式により、即時避難区域(PAZ)の住民数等を県に報告する。また同時に、あらかじめ選定した避難先4市町(村上市、妙高市、糸魚川市、湯沢町)に対しても、同様の報告を行う。②~④ (略)	記載の適正化
⑤ 施設敷地緊急事態(EAL2)に至った段階で、県は受入準備要請を行った市町村に対し、即時避難区域(PAZ)内の要配慮者等(施設敷地緊急事態要避難者)の受入要請を行う。⑥、⑦ (略)	⑤ 施設敷地緊急事態 (SE) に至った段階で、県は受入準備要請を行った市町村に対し、即時避難区域 (PAZ) 内の要配慮者等 (施設敷地緊急事態要避難者) の受入要請を行う。⑥、⑦ (略)	記載の適正化
⑧ 県は、全面緊急事態(EAL3)に至った段階で、避難先市町村に対し、即時避難区域(PAZ)内の住民等の受入要請を行う。⑨、⑩ (略)	⑧ 県は、全面緊急事態(GF)に至った段階で、避難先市町村に対し、即時避難区域(PAZ)内の住民等の受入要請を行う。⑨、⑩ (略)	記載の適正化



修正前	修正後	修正理由
 ① 施設敷地緊急事態(EAL2)に至った段階で、市は、県が定めた様式により、避難準備区域(UPZ)の住民数等を県に報告する。また同時に、あらかじめ選定した避難先6市町(村上市、妙高市、糸魚川市、上越市、南魚沼市、湯沢町)に対しても、同様の報告を行う。 ②~④ (略)。 ⑤ 全面緊急事態(EAL3)に至った段階で、県は市に対して、避難準備区域(UPZ)内の住民等の屋内退避を指示する。その際、 	 ① 施設敷地緊急事態(SE)に至った段階で、市は、県が定めた様式により、避難準備区域(UPZ)の住民数等を県に報告する。また同時に、あらかじめ選定した避難先6市町(村上市、妙高市、糸魚川市、上越市、南魚沼市、湯沢町)に対しても、同様の報告を行う。 ②~④ (略)。 ⑤ 全面緊急事態(GE)に至った段階で、県は市に対して、避難準備区域(UPZ)内の住民等の屋内退避を指示する。その際、放射 	記載の適正化 記載の適正化
放射性物質放出後の避難に備え、避難経由所等の開設状況、避難経 路の状況、安定ヨウ素剤の緊急配布及びスクリーニングの場所、そ の他避難に資する情報を提供する。 ⑥~⑧ (略)	性物質放出後の避難に備え、避難経由所等の開設状況、避難経路の 状況、安定ヨウ素剤の緊急配布及びスクリーニングの場所、その他 避難に資する情報を提供する。 ⑥~⑧ (略)	



修正前		修正理由
4 避難手段、避難経路等の確保	4 避難手段、避難経路等の確保	
(1) 避難手段の確保	(1) 避難手段の確保	
①、② (略)③ バスによる避難については、県<u>が民間バス事業者に依頼し</u>、集合場所や学校等必要な箇所へ確実にバスを手配できる体制をあらかじめ整備する。④、⑤ (略)	①、② (略) ③ バスによる避難については、 <u>市が所有するバスだけでは不足する場合、</u> 県 <u>は、公益社団法人新潟県バス協会との協定に基づき</u> 、集合場所や学校等必要な箇所へ確実にバスを手配できる体制をあらかじめ整備する。 ④、⑤ (略)	記載の適正化県の施策の進展を反映
(2) (略)	(2) (略)	
(3) 被災道路の応急対策 (道路啓開)	(3) 被災道路の応急対策(道路啓開)	
① (略)② 道路啓開に従事する道路管理者、民間事業者等の関係者は、安全確保のため、全面緊急事態(EAL3)に至った段階で、即時避難区域(PAZ)圏外へ避難するとともに、避難準備区域(UPZ)においては屋内退避するものとする。	① (略)② 道路啓開に従事する道路管理者、民間事業者等の関係者は、安全確保のため、全面緊急事態(GE)に至った段階で、即時避難区域(PAZ)圏外へ避難するとともに、避難準備区域(UPZ)においては屋内退避するものとする。	記載の適正化
(4) 交通誘導体制の整備	(4) 交通誘導体制の整備	
(略) ① 全面緊急事態 (EAL3) において、即時避難区域 (PAZ) 圏内の避難指示が出された場合、即時避難区域 (PAZ) 圏外周の高速道路インターチェンジや国道交差点に交通検問所を設置し、一般車両の即時避難区域 (PAZ) 圏内への流入を禁止する。 また、必要に応じて10キロ圏、20キロ圏、30キロ圏外周にも交通検問所を設置して、即時避難区域 (PAZ) 圏内への流入抑制等の交通規制を実施する。 ② (略)	(略) ① 全面緊急事態(GE)において、即時避難区域(PAZ)圏内の避難指示が出された場合、即時避難区域(PAZ)圏外周の高速道路インターチェンジや国道交差点に交通検問所を設置し、一般車両の即時避難区域(PAZ)圏内への流入を禁止する。 また、必要に応じて10キロ圏、20キロ圏、30キロ圏外周にも交通検問所を設置して、即時避難区域(PAZ)圏内への流入抑制等の交通規制を実施する。 ② (略)	記載の適正化
(5) (图4)	(5) (野谷)	
5 住民等のとるべき行動	5 住民等のとるべき行動	
(1) 即 時避難 区域(PAZ)	(1) 即時避難区域(PAZ)	
① 市は、原子力発電所における事故等の状況や避難等に係る情報を 防災行政無線等により広報する。	① 市は、原子力発電所における事故等の状況や避難等に係る情報を 防災行政無線等により広報する。	

		<u> </u>
修正前	修正後	修正理由
② 住民は、原則として、警戒事態(EAL1)の段階で市からの要請により自宅へ戻り、施設敷地緊急事態(EAL2)の段階で、避難の準備を行い、全面緊急事態(EAL3)の段階で、避難指示に基づき避難するものとする。 ③ 即時避難区域(PAZ)において、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者(高齢者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦など)や、安定ヨウ素剤を事前配布されていない住民、安定ヨウ素剤の服用が不適切な住民は、施設敷地緊急事態要避難者とされ、警戒事態(EAL1)の段階で、避難準備を行い、施設敷地緊急事態(EA	 ② 住民は、原則として、警戒事態(AL)の段階で市からの要請により自宅へ戻り、施設敷地緊急事態(SE)の段階で、避難の準備を行い、全面緊急事態(GE)の段階で、避難指示に基づき避難するものとする。 ③ 即時避難区域(PAZ)において、要配慮者等は、警戒事態(AL)の段階で、避難準備を行い、施設敷地緊急事態(SE)の段階で、避難指示に基づき避難するものとする。 	記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化
(2) <u>避難準</u> 備区域(UPZ)	(2) <u>避難準</u> 備区域(UPZ)	
 ① 市は、原子力発電所における事故等の状況や屋内退避及び避難等に係る情報を防災行政無線等により広報する。 ② 住民は、原則として、警戒事態(EAL1)の段階で市からの要請により自宅へ戻り、施設敷地緊急事態(EAL2)の段階で、自宅で屋内退避の準備を行い、全面緊急事態(EAL3)の段階で、屋内退避を実施するものとする。ただし、学校、職場等からの帰宅が困難な場合には、滞在している場所で屋内退避を行うものとする。 ③ 避難指示が出された地区の住民は、原則自家用車によりあらかじめ地区ごとに指定された避難経由所を目指し避難する。また、交通渋滞を避けるため、隣近所で声がけをし、できるだけ乗り合いをして避難するよう心掛ける。 ④ (略) 	 ① 市は、原子力発電所における事故等の状況や屋内退避及び避難等に係る情報を防災行政無線等により広報する。 ② 住民は、原則として、警戒事態(AL)の段階で市からの要請により自宅へ戻り、施設敷地緊急事態(SE)の段階で、自宅で屋内退避の準備を行い、全面緊急事態(GE)の段階で、屋内退避を実施するものとする。ただし、学校、職場等からの帰宅が困難な場合には、滞在している場所で屋内退避を行うものとする。 ③ 避難又は一時移転の指示が出された地区の住民は、原則自家用車によりあらかじめ地区ごとに指定された避難経由所を目指し避難する。また、交通渋滞を避けるため、隣近所で声がけをし、できるだけ乗り合いをして避難するよう心掛ける。 ④ (略) 	記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化
(3) 学校、保育園等に通う児童等への対応	(3) 学校、保育園等に通う児童等への対応	
(略) ① 即時避難区域(PAZ)内の学校、保育園等 即時避難区域(PAZ)内の学校、保育園等の管理者は、警戒事態(<u>EAL1</u>)に該当する事象が発生した段階で児童、生徒及び園児(以下「児童等」という。)の保護者への引渡しを開始する。施設敷地緊急事態(<u>EAL2</u>)となった段階で保護者への引渡しが済んでいない児童等については、保護者に児童等の所在が分かるように必要な措置を講じた上で、学校、保育園等の管理者同伴のも	(略) ① 即時避難区域(PAZ)内の学校、保育園等 即時避難区域(PAZ)内の学校、保育園等の管理者は、警戒事態(<u>AL</u>)に該当する事象が発生した段階で児童、生徒及び園児(以下「児童等」という。)の保護者への引渡しを開始する。施設敷地緊急事態(<u>SE</u>)となった段階で保護者への引渡しが済んでいない児童等については、保護者に児童等の所在が分かるように必要な措置を講じた上で、学校、保育園等の管理者同伴のもと、	記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化

修正前	修正後	修正理由
と、バスにより集団で広域避難を開始し、避難先において保護者への引渡しを行う。 管理者は、児童等を保護者へ引渡した場合は、市又は県に速やかにその旨を連絡する。	バスにより集団で広域避難を開始し、避難先 <u>の避難経由所</u> において 保護者への引渡しを行う。 管理者は、児童等を保護者へ引渡した場合は、市又は県に速やか にその旨を連絡する。	
② 避難準備区域(UPZ)内の学校、保育園等 避難準備区域(UPZ)内の学校、保育園等の管理者は、警戒事態(EAL1)に該当する事象が発生した段階で、児童等の屋内退避の準備を開始するとともに保護者へ迎えの要請を行う。 施設敷地緊急事態(EAL2)となった段階で屋内退避を実施しつつ、児童等の保護者への引渡しを継続して行う。 なお、全面緊急事態(EAL3)へ移行後は、児童等の保護者への引渡しを中止し、屋内退避を継続する。また、放射性物質の放出により空間放射線量率がOILの基準値を超え、国等から避難指示が出された段階で、保護者への引渡しが済んでいない児童等については、保護者に児童等の所在が分かるように必要な措置を講じた上で、学校、保育園等の管理者同伴のもと、バスにより集団で広域避難を開始し、避難先において保護者への引渡しを行う。 管理者は、児童等を保護者へ引渡した場合は、市又は県に速やかにその旨を連絡する。	② 避難準備区域(UPZ)内の学校、保育園等 避難準備区域(UPZ)内の学校、保育園等の管理者は、警戒事態(AL)に該当する事象が発生した段階で、児童等の屋内退避の 準備を開始するとともに保護者へ迎えの要請を行う。 施設敷地緊急事態(SE)となった段階で屋内退避を実施しつ つ、児童等の保護者への引渡しを継続して行う。 なお、全面緊急事態(GE)へ移行後は、児童等の保護者への引渡しを中止し、屋内退避を継続する。また、放射性物質の放出により空間放射線量率がOILの基準値を超え、国等から避難指示が出された段階で、保護者への引渡しが済んでいない児童等については、保護者に児童等の所在が分かるように必要な措置を講じた上で、学校、保育園等の管理者同伴のもと、バスにより集団で広域避難を開始し、避難先の避難経由所において保護者への引渡しを行う。 管理者は、児童等を保護者へ引渡した場合は、市又は県に速やかにその旨を連絡する。	記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化
(4) 一時滞在者 (観光客等) への対応	(4) 一時滞在者 (観光客等) への対応	
市及び県は、観光客や市外からの一時滞在者等に対して、警戒事態(EAL1)に該当する事象が発生した段階で、観光施設や宿泊施設、公共交通機関等に情報の周知を行うとともに、防災行政無線や緊急速報メール等を活用し、自家用車若しくは公共交通機関を利用して、速やかに帰宅するよう呼びかけるものとする。また、早期の帰宅が困難な場合には、最寄りの地区コミュニティ	市及び県は、観光客や市外からの一時滞在者等に対して、警戒事態(AL)に該当する事象が発生した段階で、観光施設や宿泊施設、公共交通機関等に情報の周知を行うとともに、防災行政無線や緊急速報メール等を活用し、自家用車若しくは公共交通機関を利用して、速やかに帰宅するよう呼びかけるものとする。また、早期の帰宅が困難な場合には、最寄りの地区コミュニティ	記載の適正化
センター等へ誘導し、即時避難区域(PAZ)においては、施設敷 地緊急事態(<u>EAL2</u>)の段階で、バスによる避難を実施し、避難 準備区域(UPZ)においては、全面緊急事態(<u>EAL3</u>)の段階 で、屋内退避を実施する。	センター等へ誘導し、即時避難区域(PAZ)においては、施設敷 地緊急事態(<u>SE</u>)の段階で、バスによる避難を実施し、避難準備 区域(UPZ)においては、全面緊急事態(<u>GE</u>)の段階で、屋内 退避を実施する。	記載の適正化 記載の適正化
表4-6 即時避難区域(PAZ)における防護措置の流れ	表4-6 即時避難区域(PAZ)における防護措置の流れ	

修正前			修正後					修正理由		
事態区分	行 政 の 対 応 (指示・要請等)	住 民 等	要配慮者等	学校、保育園等 (在校在園時)	事態区分	11 22 07 71 70	住民等	要配慮者等	学校、保育園等 (在校在園時)	
放射性物質放出前警戒事態(EAL1)	○発電所の状況把握、住民への注意喚起 ○要配慮者等の避難準備を指示 ○自力で避難することができない要配慮者のための輸送手段確保 ○保護者に学校等への迎えを要請 ○緊急時地区派遣隊及びバス避難支援隊の派遣	○市からの情報に 注意 (不要な外 出を自粛、早め の帰宅を要請) ○一時滞在者は早 期の帰宅	○避難準備を開始	○保護者への引渡し ○迎えが来るまで児童 等を保護	射性	●発電所の状況把握、住民への注意喚起 ○要配慮者等の避難準備を指示 ○自力で避難することができない要配慮者のための輸送手段確保 ○保護者に学校等への迎えを要請 ○緊急時地区派遣隊の派遣 ○広域避難先遺隊の派遣	注意(不要な外 出を自粛、早め の帰宅を要請)	○避難準備を開始	○保護者への引渡し ○迎えが来るまで児童 等を保護	記載の適正化
施設敷地緊急事態 (EAL2)	○発電所、環境放射線量等の情報周知 ○広域避難先遺隊の派遣 ○PAZ内の避難準備指示 ○要配慮者等の避難指示 ○学校等施設の避難指示 ○輸送手段の確保 ○安定ョウ素剤の緊急配 布の実施	○避難準備開始 家族等が動業を きは避ま 施する。 ○安定ヨウ素剤の 服用準備	○避難実施 移動手段のない 者は、早めにバ スによる避難の 集合場所に集合 する。	○施設による避難実施 保護者に引き渡せな かった児童等は、教 職員引率のもと避難 を実施する。		● 安定ョウ素剤の緊急配布の準備 「発電所、環境放射線量等の情報周知 「PAZ内の避難準備指示・「一・「一・「一・「一・「一・」」 「要配慮者等の避難指示・「一・「一・「一・」」 「学校等施設の避難指示・「一・「一・」 「学校等施設の避難指示・「一・「一・」 「学校等施設の避難指示・「一・」 「学校等施設の避難指示・「一・」 「中・「一・」 「中・「・・」 「・・」 「・・」 「・・」 「・・」 「・・」 「・・」	〇避難準備開始 家族にがいるときは避難を実施する。 〇安定ヨウ素剤の服用準備	〇避難実施 移動手段のない 者は、バスによ る避難の集合場 所に集合する。	〇施設による避難実施 保護者に引き渡せな かった児童等は、教 職員引率のもと避難 を実施する。	記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化
改対生物質放出前 (又よ直後) 全面緊急事態 (EAL3)	○緊急事態宣言の発出 ○PAZ内の避難指示 ○安定ヨウ素剤服用指示 ○発電所、環境放射線量 等の情報周知	13才以上:丸剤: 【避難手段、服装等 ・避難手段は基・ 避難手段がなする(パスに・ 避難時の服装・ マスク等を着・ 避難先は地区・ 所を目指す(!	大剤1包 3才以上~1 2錠 ポイント 本的に自家用車を使用ない場合は、市又は県がはよる避難の集合場所にまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	ける。 確保するバスで避難 集合する)。 う心掛け、念のため ン <u>ており、</u> 避難経由 スクリーニングポイ	6直後)	● では、	【避難手段、服: ・避難手段は、 ・避難手段はがする(パス)・避難時の服: めマスク等・ ・避難先は地! 目指す(第)・放射性物質	:: 丸剤2錠 ポイント 装等】 基本的に自家用車を低ない場合は、市又は県による避難の集合場所とは、肌を露出しないを着用する。 区コミュニティを単位 7章参照)。	が確保するバスで避難 fiに集合する)。 いよう心掛け、念のた なとし <u>た</u> 避難経由所を は、スクリーニングポ	記載の適正化 記載の適正化 文言の整理

修正前					修正理由				
事 区 放射性物質放出前	行 政 の 対 応 (指示・要請等) 〇発電所の状況把握、住民へ の注意喚起 〇保護者に学校等への迎え を要請 〇緊急時地区派遣隊の派遣	住 民 等 ○市からの情報に注意(不要な外出を自粛、早めの帰宅を要請) ○一時滞在者への早期帰宅の要請	学校、保育園等 (在校在園時) 〇保護者への引渡し 〇迎えが来るまで児童等を 保護	性物質放		行 政 の 対 応 (指示・要請等) ○発電所の状況把握、住民へ の注意喚起 ○保護者に学校等への迎え を要請 ○緊急時地区派遣隊の派遣	住 民 等 ○市からの情報に注意(不要な外出を自粛、早めの帰宅を要請) ○一時滞在者への早期帰宅の要請	学校、保育園等 (在校在園時) 〇保護者への引渡し 〇迎えが来るまで児童等を 保護	記載の適正化
施設敷地緊急事態 (EAL2)	○発電所、環境放射線量等の 情報周知○屋内退避の準備を指示○学校等施設の屋内退避の 実施を指示	○屋内退避の準備	○施設での屋内退避を実施 ・保護者の迎えは継続する。 ・保護者に引き渡せなかった児童等は、教職員とともに屋内退避を実施する。		施設敷地緊急事態(SE)	○発電所、環境放射線量等の 情報周知○屋内退避の準備を指示○学校等施設の屋内退避の 実施を指示○広域避難先遣隊の派遣	○屋内退避の準備	○施設での屋内退避を実施 ・保護者の迎えは継続する。 ・保護者に引き渡せなかった児童等は、教職員とともに屋内退避を実施する。	記載の適正化 記載の適正化
質放出前(又は直後)	 ○発電所、環境放射線量等の情報周知 ○UPZ内の屋内退避指示 ○予防的避難の検討 ○予防的避難先の確保 ○予防的避難のための輸送手段の確保 ○広域避難先遺隊の派遣 ○安定ヨウ素剤の配布準備 	○屋内退避を実施 <mark>又は</mark> 屋内 退避が困難な場合は、国、 県又は市の指示により予 防的避難を実施	○屋内退避継続 <u>又は</u> 屋内退避が困難な場合は、国、県又は市の指示により予防的避難を実施 ・保護者の迎えは中止する。 ・予防的な避難が必要な場合は、教職員引率のもと避難する。	出前(又は直後)	全面緊急事態(GE)	 ○発電所、環境放射線量等の 情報周知 ○UPZ内の屋内退避指示 ○予防的避難の検討 ○予防的避難のための輸送 手段の確保 ○広域避難先遣隊の派遣 ○安定ヨウ素剤の配布準備 	○屋内退避を実施 ※屋内退避が困難な場合は、 国、県又は市の指示により 予防的避難を実施	○屋内退避継続 ・保護者の迎えは中止する。 ※屋内退避が困難な場合は、 国、県又は市の指示により 予防的避難が必要な場合は、教職員引率のもと 避難する。	文言の整理 文言の整理 記載の適正化

修正前	修正後	修正理由
表4-7 避難準備区域(UPZ)における防護措置の流れ(続き)	表4-7 避難準備区域(UPZ)における防護措置の流れ(続き)	

		修正前				修正後			修正理由
事態区分	行 政 の 対 応 (指示・要請等)	住 民 等	学校、保育園等 (在校在園時)	事態区分	行 政 の 対 応 (指示・要請等)	住 民	等	学校、保育園等 (在校在園時)	
放射性物質放出後全面緊急事態(EAL3) 【 防護措置判断基準(OIL:運用上の介入レベル)の発動】	く防護措置の周知 〇パス避難支援隊の派遣 ○避難、一時移転先の確保 ○避難先情報の周知 ○輸送手段の確保 ○飲食物含む資機材の調達 ○安定ョウ素剤の緊急配布 など 【避難手段のない。 ・避難手段かなる。 ・逆核等の表別とない。 ・学校をする設避難が必要な ・安定ョウ素剤には優先の服装 袋等を着用する。 ・避難先は地区コミュニティ・	する基準 20μSv/毎時 (OIL2) ~1週間程度以内 0.5μSv/毎時 (飲食物スク! ~飲食物の放射能 OILの基準は、原子力発電門 性物質が地上沈着し、1mの高護措置を判断するもの。 ポイント 服装等] 車を使用する。 又は県が確保するバスで避難する(場合は、教職員引率のもと避難する、 、慎重投与者及び放射線弱者につい	は服用 OILに基づき、避難及び一 ウ素剤の服用の必要性についたは原子力規制委員会が判断が指示する)。 E値、表 2 - 4参照) に区域を特定し、避難等を実施 に一時移転させる基準 リーニング) 濃度測定地域を特定する基準 Jの事故により放出された放射 高さでの放射線量率によって防 バスによる避難の集合場 いては、避難及び一時移転 ボン、帽子、マスク、手 難先は県で調整となる)。	全面緊急事態(GE) 【 防護措置判断基準(OIL:運用上の介入レベル)の発動】	・避難手段がない場合 の集合場所に集合す ・学校等で施設避難か ・安定ョウ素剤服用不 一時移転が必要な場 ・避難及び一時移転時 スク、手袋等を着用	・緊急時年ニタリ斯が・あわも指国の必され子力という。 では、	最の月が応(炎 性) 時も J 間飲食物 原もも ます 員及等し 壁地 実準のれじの対 初L内準L程食の 子、の 引びをない 経施 エミ・ 要本 設)目)以夕射 発 m ス の射施よ 由 ス の射施よ 由 で は は い ご 性が 定 途 め りり能 電 高 で も 線すう	に服用 OILに基づき、避難及び一 た素剤の服用の必要性についたは原子力規制委員会が判断が指示する)。 で値、表2-4参照) に区域を特定し、避難等を実施 に一時移転させる基準 ーニング) 農度測定地域を特定する基準 によって防 での放射線量率によって防 登難する(パスによる避難 と避難する。 の場合には、避難及びる。 長袖、長ズボン、帽子、マ を目指す(避難先は県で調	記載の適正化

		修正理由
6 安定ヨウ素剤の配布及び服用	6 安定ヨウ素剤の配布及び服用	
安定ョウ素剤配布・服用の指示は、原子力災害対策特別措置法に基づき、国が市町村長及び都道府県知事に対して指示するものとされており、災害対策基本法の規定により、国の指示を受けた都道府県知事は市町村長に対し通知又は要請するとともに、市町村長は住民に対して伝達を行うことと規定されている。 安定ョウ素剤は、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくを抑える効果のある医療用医薬品であり、原子力災害対策指針において、即時避難区域(PAZ)内は事前配布、避難準備区域(UPZ)内は避難等と併せて安定ョウ素剤を服用できる体制整備が必要であると規定されている。 市は、「新潟県安定ョウ素剤配布計画」に基づき、県と連携して、住民等に対する安定ョウ素剤の事前配布体制及び緊急時における安定ョウ素剤の配布体制を整備する。	安定ョウ素剤配布・服用の指示は、原子力災害対策特別措置法に基づき、国が市町村長及び都道府県知事に対して指示するものとされており、災害対策基本法の規定により、国の指示を受けた都道府県知事は市町村長に対し通知又は要請するとともに、市町村長は住民に対して伝達を行うことと規定されている。 安定ョウ素剤は、放射性ョウ素による甲状腺の内部被ばくを抑える効果のある医療用医薬品であり、原子力災害対策指針において、即時避難区域(PAZ)内は事前配布、避難準備区域(UPZ)内は避難等と併せて安定ョウ素剤を緊急配布できる体制整備が必要であると規定されている。 市は、県と連携して、「新潟県安定ョウ素剤配布計画」に基づき、住民等に対する安定ョウ素剤の事前配布体制及び緊急時における安定ョウ素剤の配布体制を整備する。	記載の適正化 文言の整理
(1) 事前配布	(1) 事前配布	
市は、速やかに安定ヨウ素剤を服用することができるよう、県と連携し、即時避難区域(PAZ)の住民(ただし、40歳以上の者は、希望者のみ)に対して、医師の立ち会いのもとで説明会を開催し、安定ヨウ素剤を平時から事前に配布する。	市は、速やかに安定ョウ素剤を服用することができるよう、県と連携し、即時避難区域(PAZ)の住民に対して、定期的に事前配布を 実施するとともに、避難準備区域(UPZ)においても、記録的豪雪 時等における緊急配布に係る住民の受取負担を考慮し、円滑な受取り を図るために事前配布を実施する。	県施策の進展に 伴う反映
また、安定ヨウ素剤の配布に当たっては、表4-8の規定量に基づき、生後1か月以上3歳未満にはゼリー剤1包(32.5mg)、3歳以上13歳未満には錠剤1錠、13歳以上には錠剤2錠を配布する。	事前配布は、次のいずれかに該当する方を対象に実施する。 ・40歳未満の方 ・40歳以上の妊婦、授乳婦、妊娠希望のある女性 ・40歳以上で安定ョウ素剤の配布を希望する方 受取方法は、郵送、薬局、説明会による方法がある。 また、安定ョウ素剤の事前配布に当たっては、表4-8の規定量に基づき、生後1か月以上3歳未満にはゼリー剤1包(32.5mg)、3歳以上13歳未満には錠剤1錠、13歳以上には錠剤2錠を配布する。	文言の整理

表4-8 安定ヨウ素剤予防服用に対する規定量

n 22-736/111	M211001121-1-12 7 07			
対象者	ヨウ素量 (mg) ヨウ化カリウム量 に対する相当量	ョウ化 カリウム量 (mg)	ョウ化 カリウム ゼリー状剤 (mg)	ョウ化 カリウム 丸剤
生後1か月未満	12. 5	16. 3	1包 (16.3)	_
生後1か月以上3歳未 満	25	32. 5	1包(32.5)	_
3 歳以上 13 歳未満	38	50	_	1 錠
13 歳以上	76	100	_	2 錠

(原子力規制庁「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」に基づき柏崎市作成)

(2) 緊急配布

市は、県と連携し、安定ヨウ素剤を所持していない即時避難区域 (PAZ)や避難進備区域(UPZ)の住民等に対して、避難や一時 移転の際に、また避難により健康リスクが高まる者の屋内退避に備 え、迅速に安定ヨウ素剤を配布できる体制を整備し、あらかじめ定め た緊急配布場所において住民等への安定ョウ素剤の緊急配布を行うほ か、市の災害業務に従事する職員への配布を行う。

県は、スクリーニングポイント及び避難経路上の場所において住民 等への緊急配布を行うほか、県の災害業務に従事する職員への配布を 行うとともに、市が行う緊急配布に不足が生じた場合の予備の確保、 液剤の調製を行う。

① 配布体制

市は、警戒事態(EAL1)の段階で、即時避難区域(PAZ) における緊急配布場所の開設準備を開始し、緊急配布場所に職員を 派遣する等配布体制を整える。

施設敷地緊急事態(EAL2)の段階で、即時避難区域(PA Z) の要配慮者等のうち、安定ヨウ素剤を所持していない者及び一 時滞在者に対し、緊急配布を行う。

全面緊急事態(EAL3)の段階で、即時避難区域(PAZ)の 住民のうち、安定ヨウ素剤を所持していない者に対し、緊急配布を

表4-8 安定ヨウ素剤の適切な服用量(1回分)

対象者	ヨウ素量 (mg) ヨウ化カリウム量 に対する相当量	ョウ化 カリウム量 (mg)	ョウ化 カリウム ゼリー状剤 (mg)	ョウ化 カリウム 丸剤
生後1か月未満	12. 5	16. 3	1包 (16.3)	_
生後1か月以上 3歳未満	25	32. 5	1包(32.5)	_
3 歳以上 13 歳未満	38	50	_	1 錠
13 歳以上	76	100	_	2 錠

(原子力規制庁「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」に基づき柏崎市作成)

(2) 緊急配布

市は、県と連携し、安定ヨウ素剤を所持していない即時避難区域 (PAZ)や避難進備区域(UPZ)の住民等に対して、避難や一時 移転の際に、また避難により健康リスクが高まる者の屋内退避に備 え、迅速に安定ヨウ素剤を配布できる体制を整備し、あらかじめ定め た緊急配布場所において住民等への安定ョウ素剤の緊急配布を行うほ か、市の災害業務に従事する職員への配布を行う。

県は、スクリーニングポイント及び避難経路上の場所において住民 等への緊急配布を行うほか、県の災害業務に従事する職員への配布を 行うとともに、市が行う緊急配布に不足が生じた場合の予備の確保を 行う。

① 配布体制

市は、警戒事態(AL)の段階で、即時避難区域(PAZ)にお ける緊急配布場所の開設準備を開始し、緊急配布場所に職員を派遣 する等配布体制を整える。

施設敷地緊急事態 (SE) の段階で、即時避難区域 (PAZ) の 要配慮者等のうち、安定ヨウ素剤を所持していない者及び一時滞在 者に対し、緊急配布を行う。

全面緊急事態 (GE) の段階で、即時避難区域 (PAZ) の住民 | 記載の適正化 のうち、安定ヨウ素剤を所持していない者に対し、緊急配布を行

記載の適正化

記載の適正化

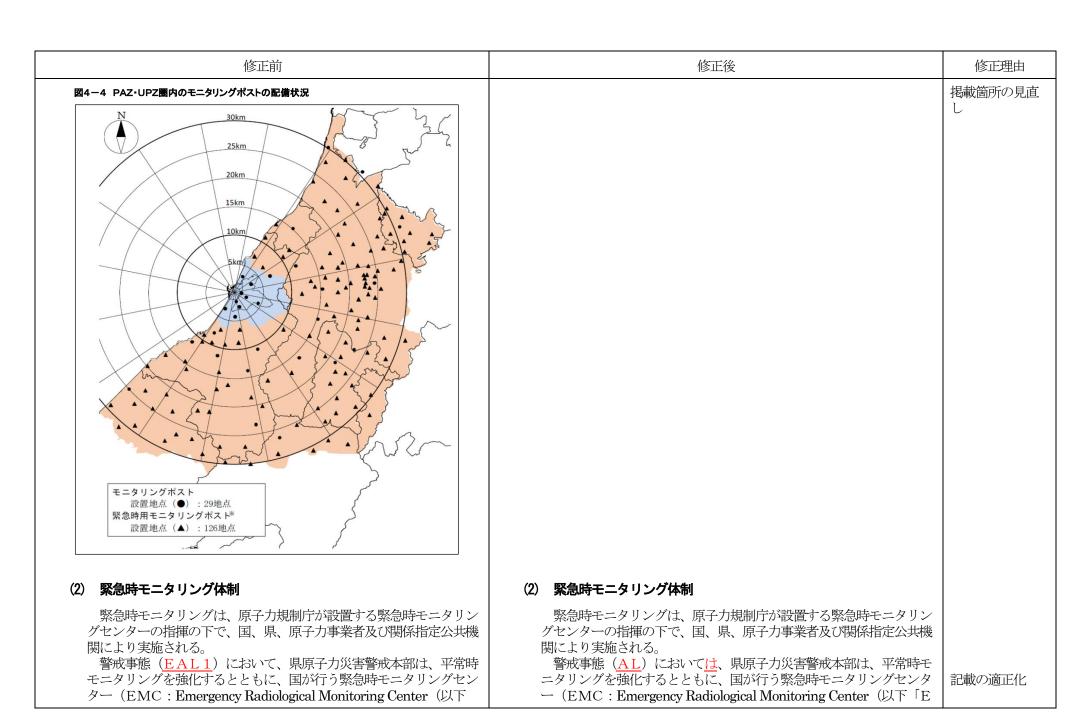
記載の適正化

修正前	修正後	修正理由
行う。	う。	
また、避難準備区域(UPZ)における配布は、全面緊急事態	また、避難準備区域(UPZ)における配布は、全面緊急事態	
(EAL3)の段階で配布体制を整え、放射性物質の放出後に、緊	(GE)の段階で配布体制を整え、放射性物質の放出後に、緊急時	記載の適正化
急時モニタリングの結果、避難又は一時移転の指示が出された段階	モニタリングの結果、避難又は一時移転の指示が出された段階で、	
で、指示が出された地区の住民等に対し、緊急配布を行う。	安定ョウ素剤配布指示が出された場合、避難又は一時移転の指示が	記載の適正化
	出された地区の住民等 <u>のうち、安定ヨウ素剤を所持していない者</u> に	記載の適正化
	対し、緊急配布を行う。	
安定ヨウ素剤の配布及び服用は、原則として医師が関与して行う	安定ヨウ素剤の配布及び服用は、原則として医師が関与して行う	
が、時間的制約等のため必ずしも医師が関与できない場合には、研	が、時間的制約等のため必ずしも医師が関与できない場合には、研	
修等を受講した薬剤師、保健師、県及び市職員が配布する。	修等を受講した薬剤師、保健師、県及び市職員が配布する。	
② 配布方法	② 配布方法	
安定ヨウ素剤の配布に当たっては、表4-8の規定量に基づき、	安定ヨウ素剤の配布に当たっては、表4-8の規定量に基づ	
生後1か月以上3歳未満にはゼリー剤1包、3歳以上13歳未満に	き、 <u>生後1か月未満にはゼリー剤16.3mg1包、</u> 生後1か月以	記載の適正化
は錠剤1錠、13歳以上には錠剤2錠を配布する。また、以下の点	上3歳未満にはゼリー剤 <mark>32.5mg</mark> 1包、3歳以上13歳未満に	記載の適正化
に留意して行う。	は錠剤1錠、13歳以上には錠剤2錠を配布する。また、以下の	
	点に留意して行う。	
・極力一人でいる際に服用せず、服用後に状態の観察ができるよう	・極力一人でいる際に服用せず、服用後に状態の観察ができるよう	
家族又は近隣住民と一緒にいる際に服用するよう注意を喚起す	家族又は近隣住民と一緒にいる際に服用するよう注意を喚起す	
5.		
・安定ヨウ素剤の禁忌情報、服用量、副作用が起こった場合の連絡	・安定ヨウ素剤の禁忌情報、服用量、副作用が起こった場合の連絡	
先・対処方法等の説明用紙を併せて配布する。	先・対処方法等の説明用紙を併せて配布する。	
・配布は1回分を原則とする(1回目の服用後はできるだけ避難を	・配布は1回分を原則とする(1回目の服用後はできるだけ避難を	
優先させる)。	優先させる)。	

	修正前			修正後		修正理由
₹4 - <u>1 0</u> 緊急配布場所			表 4 一 <u>9</u> 緊急配布場所			番号の修正
対象者	即時避難区域(PAZ)	避難準備区域(UPZ)	対象者	即時避難区域(PAZ)	避難準備区域(UPZ)	
県等が用意したバス等で 避難する人	バス避難集合場所(28か 所)	バス避難集合場所 ※避難又は一時移転の指示があった 地区のみ	県等が用意したバス等 で避難する人	バス避難集合場所(28か所)	バス避難集合場所 ※避難又は一時移転の指示が あった地区のみ	
自家用車で避難する人	発電所からおおむね半径 10~30キロ圏内の避難経 路上に設ける緊急配布場所	発電所からおおむね半径 30キロ圏外に 設けるスクリーニングポイン I	自家用車で避難する人	・上記バス避難集合場所(ただし、徒歩での受取のみとする。※一部例外あり。) ・発電所からおおむね20キロ 圏内の避難経路上に設ける 緊急配布場所	・上記バス避難集合場所(ただし、徒歩での受取のみとする。) ・発電所からおおむね半径3 0キロ圏外に設けるスクリーニングポイント	県との協議に る変更
③ 備蓄計画			③ 備蓄計画	難集合場所における自家用車での 剤は、即時避難区域 (PA)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	記載の適正化
市は、住民等への緊急配布及び災害業務に従事する職員への配布に必要な安定ョウ素剤の備蓄を行っている。備蓄場所及び備蓄数量は、表4-11のとおり。 市は、速やかに住民等への配布ができるよう、県と調整の上、安定ョウ素剤を分散して備蓄し、備蓄した安定ョウ素剤を適切に管理するものとする。 なお、市及び県は、「新潟県安定ョウ素剤配布計画」に基づき、児童等及び教職員等に配布可能な分量の安定ョウ素剤を、すでに備蓄している市内の学校のほか、保育園等にも分散して備蓄する。 県は、病院及び社会福祉施設(入所施設)における入院患者、入所者及び職員に配布可能な分量の安定ョウ素剤の備蓄や、即時避難区域(PAZ)内の従業員50人以上の事業所における全従業員に配布可能な分量の安定ョウ素剤の備蓄を進める。			(UPZ) に への緊急配布 ョウ素剤の備 10のとおり。 市は、速や 安定ョウ素剤 管理するもの なお、市及	で調達し、市は、住民等 員への配布に必要な安定 及び備蓄数量は、表4- るよう、県と調整の上、 た安定ョウ素剤を適切に 素剤配布計画」に基づ 量の安定ョウ素剤を、市	番号の修正	
			内の学校 <mark>及び</mark> 県は、病院 入所者及び職	する。 設)における入院患者、 ヨウ素剤の備蓄や、即時 上の事業所における全従	文言の整理	
4- <u>11</u> 備蓄場所	及び備蓄数量		表4- <u>10</u> 備蓄場	所及び備蓄数量		番号の修正
			児童の保護 調査、緊急	の対応 中学校及び保育園等は、在学者に対して、あらかじめ安け 時の服用について同意を得い い生徒及び児童への対応方	定ヨウ素剤服用の可否の るとともに、服用できな	実態に即した。載

修正前		修正理由
(3) 安定ョウ素剤の服用 (略)	(3) 安定ョウ素剤の服用 (略)	ISTATE
① 即時避難区域(PAZ) 即時避難区域(PAZ)の住民等は、全面緊急事態(<u>EAL</u> <u>3</u>)に至った場合において、国の指示に基づき安定ョウ素剤を服用する。 なお、安定ョウ素剤を服用 <u>することが不適切な者</u> は、施設敷地緊急事態(<u>EAL 2</u>)において避難を実施する。	① 即時避難区域 (PAZ) 即時避難区域 (PAZ) の住民等は、全面緊急事態 (GE) に 至った場合において、国の指示に基づき安定ョウ素剤を服用す る。 なお、安定ョウ素剤を服用できないと医師が判断した者は、施 設敷地緊急事態 (SE) において避難を実施する。	記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化
② (略) 安定ョウ素剤服用の留意事項 ○ 安定ョウ素剤は、放射性ョウ素による内部被ばくのみに効果がある。 ○ 安定ョウ素剤の服用を優先すべき対象者は、妊婦、授乳婦及び未成年者(乳幼児を含む。)である。ただし、ヨウ素アレルギー等がある服用不適切者は除く。 ○ 服用回数は原則として1回。2回目の服用を考慮しなければならない状況では避難を優先させる。 ○ 安定ョウ素剤の服用により、アナフィラキシーショックを含む急性のアレルギー反応が生じる可能性は極めて低い。また、甲状腺ホルモンの分泌異常による中長期的な健康影響についても、1回の服用で生じる可能性は極めて低い。ただし、特に新生児が安定ョウ素剤を服用した場合には、甲状腺機能低下症に関する経過観察を行うことが適切である。 ○ 安定ョウ素剤の成分であるョウ素(ヨード)に対する過敏症のある者は、服用はできない。また、甲状腺機能亢進症、甲状腺機能低下症、腎機能障害、先天性筋強直症、高カリウム血症、低補体血症性蕁麻疹、肺結核、ヨード造影剤過敏症、ジューリング疱疹状皮膚炎既往歴のある者又は治療中の者は、症状の悪化等が起こり得るため、あらかじめ医師に相談するとともに、服用時に注意が必要。	② (略) 安定ョウ素剤服用の留意事項 ○ 安定ョウ素剤は、放射性ョウ素による甲状腺の内部被ばくの予防又は低減のかに効果がある。 ○ 安定ョウ素剤の服用を優先すべき対象者は、妊婦、授乳婦及び未成年者(乳幼児を含む。)である。ただし、ヨウ素アレルギー等がある服用不適切者は除く。 ○ 服用回数は原則として1回。2回目の服用を考慮しなければならない状況では避難を優先させる。 ○ 安定ョウ素剤の服用により、アナフィラキシーショックを含む急性のアレルギー反応が生じる可能性は極めて低い。また、甲状腺ホルモンの分泌異常による中長期的な健康影響についても、1回の服用で生じる可能性は極めて低い。ただし、特に新生児が安定ョウ素剤を服用した場合には、甲状腺機能低下症に関する経過観察を行うことが適切である。 ○ 安定ョウ素剤の成分、ョウ素(ヨード)に対する過敏症のある者は、服用はできない。また、甲状腺機能亢進症、甲状腺機能低下症、腎機能障害、先天性筋強直症、高カリウム血症、低補体血症性蕁麻疹様血管炎、肺結核、ヨード造影剤過敏症、ジューリング疱疹状皮膚炎の既往歴のある者又は治療中の者は、症状の悪化等が起こり得るため、あらかじめ医師に相談するとともに、服用時に注意が必要。	記載の適正化 文言の整理 記載の適正化 文言の整理
7 緊急時モニタリング 緊急時モニタリングは、「新潟県緊急時モニタリング計画」に基づき、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集、運用上の介入レベル(OIL)に基づく防護措置の実施の判断材料の提供及び原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供を行う。	7 緊急時モニタリング 緊急時モニタリングは、「新潟県緊急時モニタリング計画」に基づき、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集、運用上の介入レベル(OIL)に基づく防護措置の実施の判断材料の提供及び原子	

修正前	修正後	修正理由
	力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供を <u>目的とし</u> <u>て</u> 行う。	文言の整理
(1) モニタリングポスト	(1) モニタリングポスト	
新潟県は、平常時 <mark>の環境放射線</mark> モニタリング及び緊急時モニタリングを実施するため、 <mark>環境放射線測定局</mark> (常設型モニタリングポスト)及び緊急時用モニタリングポストを設置し、空間放射線量率の常時監視・観測を行っている。	新潟県は、平常時モニタリング及び緊急時モニタリングを実施する ため、 <mark>モニタリングポスト</mark> (常設型)及び緊急時用モニタリングポスト トを設置し、空間放射線量率の常時監視・観測を行っている。	記載の適正化 記載の適正化



修正前	修正後	修正理由
「EMC」という。))の立ち上げ準備に協力して、緊急時モニタリングの準備を行う。 施設敷地緊急事態(EAL2)において、県、原子力事業者及び関係指定公共機関は、国が設置するEMCに参画する。県は国の統括の下でEMCの各構成機関と連携して緊急時モニタリングを実施する。また、全面緊急事態(EAL3)においても、施設敷地緊急事態における体制と同様の体制で緊急時モニタリングを継続して実施する。なお、緊急時モニタリングの実施については、施設敷地緊急事態に至った際に原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部又は全面緊急事態に至った際に国の原子力災害対策本部によって策定される「緊急時モニタリング実施計画」に基づき行われる。	MC」という。))の立ち上げ準備に協力して、緊急時モニタリングの準備を行う。 施設敷地緊急事態(SE)においては、県、原子力事業者及び関係指定公共機関は、国が設置するEMCに参画する。県は国の統括の下でEMCの各構成機関と連携して緊急時モニタリングを実施する。また、全面緊急事態(GE)においても、施設敷地緊急事態における体制と同様の体制で緊急時モニタリングを継続して実施する。なお、緊急時モニタリングは、国によって策定される「緊急時モニタリング実施計画」に基づき行われる。	記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化
(3) 緊急時モニタリング結果の妥当性の確認	(3) 緊急時モニタリング結果の妥当性の確認	
(町各)	() () () () () () () () () ()	
(4) 緊急時モニタリング結果の公表	(4) 緊急時モニタリング結果の公表	
原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部又は国の原子力 災害対策本部は、EMCから報告された緊急時モニタリング結果を速 やかに解析・評価し、ホームページ等で公表する。 市は、県と連携し、緊急時モニタリング結果を、防災行政無線、緊急 告知ラジオやホームページ等を通じて速やかに、分かりやすく住民等 に周知する。	原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部又は国の原子力 災害対策本部は、EMCから報告された緊急時モニタリング結果を速 やかに解析・評価し、ホームページ等で公表する。 市は、県と連携し、緊急時モニタリング結果を、防災行政無線(緊急 告知ラジオ <u>を含む)</u> やホームページ等を通じて速やかに、分かりやす く住民等に周知する。	記載の適正化

修正前	修正後	修正理由
	図4-4 PAZ-UPZ圏内のモニタリングポストの配備状況 10km	

修正前	修正後	修正理由
8 スクリーニング及び簡易除染	8 スクリーニング及び簡易除染	
放射性物質放出後のOILに基づく避難準備区域(UPZ)の住民避難や一時移転の際に、避難者の汚染状況を確認するため「スクリーニング」を行う。 また、スクリーニングの結果、除染を行う判断基準(13,000cpm)を超えた場合には、判断基準以下にするため拭き取り等の「簡易除染」を行う。	県は、国、原子力災害医療機関、原子力事業者等の協力を得ながら、 放射性物質放出後のOILに基づく避難準備区域(UPZ)の住民の避 難や一時移転の際に、避難者の汚染状況を確認するため「スクリーニン グ」を行う。 また、スクリーニングの結果、除染を行う判断基準(13,000cpm)を 超えた場合には、判断基準以下にするため拭き取り等の「簡易除染」を 行う。 本県では、原則、住民等に対して行う。	県計画等の反映 文言の整理 県計画の反映
(1) 実施体制	(1) 実施体制	
(略)	(理各)	
(2) 対象	(2) 対象	
対象は、以下のとおりとする。 ① OILに基づく避難又は一時移転(以下「避難等」という。)の指示があった避難準備区域(UPZ)の対象地区の住民等ただし、当該指示があった地区の住民等と、その他の住民等の区別が困難な場合には、全て対象とする。 ② 原子力災害対策に係る業務に従事する者で、全面緊急事態以降に即時避難区域(PAZ)内に入った後、又は、OILに基づく避難等の指示があった区域内に入った後、重点区域外に移動する者 ③ その他、スクリーニング等が必要と認められる者	対象は、以下のとおりとする。 ① OILに基づく避難又は一時移転(以下「避難等」という。)の指示があった避難準備区域(UPZ)の対象地区の住民等ただし、当該指示があった地区の住民等と、その他の住民等の区別が困難な場合には、全て対象とする。 ② 原子力災害対策に係る業務に従事する者で、全面緊急事態 (G E) 以降に即時避難区域(PAZ)内に入った後、又は、OILに基づく避難等の指示があった区域内に入った後、重点区域外に移動する者 ③ その他、スクリーニング等が必要と認められる者	記載の適正化
(3) 住民等への周知	(3) 住民等への周知	
より効率的にスクリーニング等を行うため、OILに基づく避難等の指示の際及び平時から住民等に対し、以下の事項を周知する。 ① 所定のスクリーニングポイントにおいてスクリーニング等を受け、通過証(検査済証)を受け取ってから避難経由所へ向かうこと。 ② 避難等の際は、できる限り肌を露出しない服装(ビニールコート、長そで・長ズボン、帽子、マスク、ビニール手袋等の着用)とすること。 ③ 携行物品を屋内から車両に移動させる際は、表面を汚さないためにポリ袋等で梱包してから移動させること。	市及び県は、より効率的にスクリーニング等を行うため、OILに基づく避難等の指示の際及び平時から住民等に対し、以下の事項を周知する。 ① 所定のスクリーニングポイントにおいてスクリーニング等を受け、通過証(検査済証)を受け取ってから避難経由所へ向かうこと。 ② 避難等の際は、できる限り肌を露出しない服装(ビニールコート、長そで・長ズボン、帽子、マスク、ビニール手袋等の着用)とすること。 ③ 携行物品を屋内から車両に移動させる際は、表面を汚さないためにポリ袋等で梱包してから移動させること。	記載の適正化

修正前	修正後	修正理由
(4) 実施場所	(4) 実施場所	
原則、原子力災害対策重点区域の境界周辺(境界からおおむね数キロメートルの範囲)の場所とし、以下の要件を考慮して設置する。 ① 住民等が避難先まで移動する経路に面する場所又はその周辺であること。 ② スクリーニング等の実施に必要な面積が確保できる敷地であること。 ③ 資機材の緊急配備、要員の参集が容易であること。これらに基づき、県が示すスクリーニングポイント候補地は、資料編に記載のとおり。	スクリーニング等の実施場所(スクリーニングポイント)は、原則、原子力災害対策重点区域の境界周辺(境界からおおむね数キロメートルの範囲)の場所とし、県は、以下の要件を考慮して設置する。 ① 住民等が避難先まで移動する経路に面する場所又はその周辺であること。 ② スクリーニング等の実施に必要な面積が確保できる敷地であること。 ③ 資機材の緊急配備、要員の参集が容易であること。これらに基づき、県が示すスクリーニングポイント候補地は、資料編に記載のとおり。	記載の適正化記載の適正化
(5)~(9) (略)	(5)~(9) (略)	
9 原子力災害医療	9 原子力災害医療	
(略)	() () () () () () () () () ()	
表4- <u>13</u> 原子力災害医療体制	表4- <u>11</u> 原子力災害医療体制	番号の修正

区分	圏域	名称
原子力災害	県全域	新潟大学医歯学総合病院(基幹病院)
拠点病院		県立がんセンター新潟病院
高度被ばく医療	県全域	福島県立医科大学付属病院
支援センター		
原子力災害医療・	県全域	福島県立医科大学付属病院
総合支援センター		

(「新潟県原子力災害医療マニュアル」から抜粋)

第5章 避難行動要支援者、施設入所者及び入院患者等の避難体制

1 基本的な考え方

市は、県、国、防災関係機関及び原子力事業者等と連携し、在宅の避難行動要支援者、施設入所者及び入院患者等の要配慮者の避難支援体制を整備する。

市は、在宅の避難行動要支援者の避難を「柏崎市要配慮者避難支援全体計画」及び個別計画に基づき、避難支援者及び消防団、民生委員・児童委員、自主防災組織等の避難支援により実施するものとする。また、避難の実施により健康リスクが高まる者は、近傍の放射線防護施設で屋内退避をし、適切な避難手段が確保された後、避難を実施するものとする。

県は、社会福祉施設等の入所者及び病院等の入院患者の避難が必要になった場合は、各施設の団体・協会及び市と協力して、避難先の施設等を調整する。また、入院又は入所者の避難・屋内退避が円滑にできるよう、あらかじめ避難誘導の計画を具体的に定めておくよう要請する。

区分	圏域	名称
	<u>下越</u>	村上総合病院、県立新発田病院
	新潟	新潟市民病院、下越病院、新潟県済生会済生会新潟病院
	<u>県央</u>	<u>新潟済生会三条病院、県立十日町病院</u>
	中越	長岡赤十字病院、柏崎総合医療センター
原子力災害医療協	<u>魚沼</u>	魚沼基幹病院
力機関	上越	県立中央病院、糸魚川総合病院
	<u>佐渡</u>	<u>佐渡総合病院</u>
	<u>県全域</u>	新潟県医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会、新潟
		県診療放射線技師会、日本赤十字社新潟県支部、株式会
		<u>社千代田テクノル柏崎刈羽営業所</u>
原子力災害	県全域	新潟大学医歯学総合病院(基幹病院)
拠点病院		県立がんセンター新潟病院
高度被ばく医療	県全域	福島県立医科大学付属病院
支援センター		
原子力災害医療・	県全域	福島県立医科大学付属病院
総合支援センター		

(「新潟県原子力災害医療マニュアル」に基づき柏崎市作成)

第5章 避難行動要支援者、施設入所者及び入院患者等の避難体制

1 基本的な考え方

市は、県、国、防災関係機関及び原子力事業者等と連携し、在宅の避難行動要支援者、施設入所者及び入院患者等の要配慮者の避難支援体制を整備する。

市は、在宅の避難行動要支援者の避難を「柏崎市要配慮者避難支援全体計画」による避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難支援者及び消防団、民生委員・児童委員、自主防災組織等の避難支援により実施するものとする。また、避難の実施により健康リスクが高まる者は、近傍の放射線防護施設で屋内退避をし、適切な避難手段が確保された後、避難を実施するものとする。

県は、社会福祉施設等の入所者及び病院等の入院患者の避難が必要になった場合は、各施設の団体・協会及び市と協力して、避難先の施設等を調整する。また、入院又は入所者の避難・屋内退避が円滑にできるよう、あらかじめ避難誘導の計画を具体的に定めておくよう要請する。

県施策の進展に 伴う修正

防災基本計画の 反映

	修正後	修正理由
15-2-17-3	選難行動要支援者の避難に使用する車両について、福祉施設及び市が 所有する車両だけでは不足する場合、県は、一般社団法人新潟県ハイヤ ー・タクシー協会、また、東京電力ホールディングス株式会社との協定 に基づき、車両等の手配を行うこととする。	県施策の進展に 伴う修正
2 県と福祉団体等の協力・調整	2 県と福祉団体等の協力・調整	
平常時において、県は、市町村とともに福祉団体等と協力して、対象地域内の要配慮者が避難できる施設を確認する。 緊急事態において、県は、福祉団体等と協力して避難先及び介助要員を確保する。また、県は、避難先となる施設を市町村に連絡する。 県と福祉施設団体は、災害等の緊急事態において下図のように要配慮者の避難先を調整する。	平常時において、県は、市町村とともに福祉団体等と協力して、対象地域内の要配慮者が避難できる施設を確認する。 緊急事態において、県は、福祉団体等と協力して避難先及び介助要員を確保する。また、県は、避難先となる施設を市町村に連絡する。 県と福祉団体等は、災害等の緊急事態において下図のように要配慮者の避難先を調整する。	文言の修正
3 在宅の避難行動要支援者	3 在宅の避難行動要支援者	
(1) 即時避難区域(PAZ)の避難行動要支援者	(1) 即時避難区域(PAZ)の避難行動要支援者	
警戒事態(EAL1)の段階で、市があらかじめ作成した避難行動要支援者名簿に基づき、消防団、民生委員・児童委員、自主防災組織等の避難支援等関係者(以下、「支援者」という。)が中心になって避難行動要支援者の安否確認及び避難準備の呼びかけを行う。施設敷地緊急事態(EAL2)となった段階で、支援者等の介助、支援のもと、バス避難集合場所へ移動し、市や県が用意したバスや福	警戒事態(AL)の段階で、市があらかじめ作成した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、消防団、民生委員・児童委員、自主防災組織等の避難支援等関係者(以下、「避難支援等関係者」という。)が中心になって避難行動要支援者の安否確認及び避難準備の呼びかけを行う。 施設敷地緊急事態(SE)となった段階で、支援者等の車両又は市	記載の適正化 文言の整理 記載の適正化
祉車両等を使用し、広域避難を開始する。	や県が用意したバスや福祉車両等を使用し、広域避難を開始する。避 難支援等関係者は、避難行動要支援者のバスによる避難の集合場所へ の移動や福祉車両の利用時において、必要に応じて介助や支援を行う ものとする。	記載の適正化
また、避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者については、支援者の車両や市又は県が確保した福祉車両等で、近傍の放射線防護施設へ移動、屋内退避をし、適切な避難手段が確保された後、避難を実施するものとする。また、防災関係機関等により避難準備区域(UPZ)圏内の病院へ移送、適切な避難手段が確保された後、避難先へ避難をすることも検討する。	また、避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者については、支援者の車両や市又は県が確保した福祉車両等で、支援者と 共に近傍の放射線防護施設へ移動、屋内退避をし、適切な避難手段が 確保された後、避難を実施するものとする。	実態に即した修正
1久、 世共正 7 VEL 共正 で 9 C C で 1 VET で 1	市は、各地区に緊急時地区派遣隊を派遣し、市があらかじめ作成した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難支援等関係者と連携して福祉車両等の手配等の避難支援を行うものとする。	実態に即した修正
表5-1 即時避難区域(PAZ)における避難行動要支援者の防護措置 の流れ	表5-1 即時避難区域(PAZ)における避難行動要支援者の防護措置 の流れ	

修正前				修正理由				
緊急事態区分		在宅の避難行動要支援者 支援者 <mark>等</mark>		緊急事態区分 在宅の避難行動要支援者 <u>避難</u> 支援 <mark>等関係</mark> 者			<u>避難</u> 支援 <u>等関係</u> 者	記載の適正化
	警戒事態 (<u>E A L 1</u>)	〇避難準備を開始	○避難行動要支援者の 安否確認○避難準備の呼びかけ		警戒事態 (<u>A L</u>)	〇避難準備を開始	○避難行動要支援者の 安否確認○避難準備の呼びかけ	記載の適正化
=	施設敷地緊急事態 (<mark>E A L 2</mark>)	〇バスによる避難の集合場所へ移動 〇安定ヨウ素剤の服用準備 〇バス、福祉車両等で避難先へ避難を 開始 ※避難により健康リスクが高まる 要支援者等は、放射線防護機能を 有する施設で、屋内退避。適切な 避難手段が確保された後、避難先 へ避難を実施	〇バスによる避難の 集合場所への移動 を支援	放射性物質放出前	施設敷地緊急事態 (<u>S E</u>)	○ (バスによる避難を行う方) バスに よる 避難の集合場所へ移動 ○安定ヨウ素剤の服用準備 ○支援者の車両、バス、福祉車両等 で避難先へ避難を開始 ※避難により健康リスクが高まる方 は、放射線防護機能を有する施設で 屋内退避。適切な避難手段が確保された後、避難先へ避難を実施	○バスによる避難の集 合場所への移動 <u>や福</u> <u>祉車両の利用</u> を支援	記載の適正化実態に即した付正記載の適正化
Ē	全面緊急事態 (<u>E A L 3</u>)	○避難を継続 ※避難により健康リスクが高まる 要支援者等は、放射線防護機能を 有する施設で、屋内退避。適切な 避難手段が確保された後、避難先 へ避難を実施	○避難開始		全面緊急事態 (<u>G E</u>)	〇避難を継続 ※避難により健康リスクが高まる <mark>方</mark> は、放射線防護機能を有する施設で屋内退避。適切な避難手段が確保された後、避難先へ避難を実施	○避難開始	記載の適正化
7	警戒事態(EA 要支援者名簿に基 5確認及び屋内退 う。	(UPZ) の避難行動要支援者 <u>L1</u>) の段階で、市があらかじ ごさ、支援者が中心になって選 避準備、又は必要に応じて避難	難行動要支援者の安 準備の呼びかけを行	(2)	警戒事態(AL 援者名簿に基づき 認及び屋内退避準	(UPZ) の避難行動要支援者 2) の段階で、市があらかじめ付き、支援者が中心になって避難的 整備、又は必要に応じて避難準備	丁動要支援者の安否確 備の呼びかけを行う。	記載の適正化
v と	る。 なお、全面緊急) 空間放射線量率 となった段階で、	職(<mark>EAL2</mark>)となった段階で 中事態(<mark>EAL3</mark>)へ移行後、放 がOILの基準値を超え、避難 支援者等の介助、支援のもと、 が用意したバスや福祉車両等を使	射性物質の放出によ 又は一時移転が必要 バス避難集合場所へ		なお、全面緊急間放射線量率がCった段階で、支援を使用し、広域健 市は、避難行動性車両の利用時に	事態(SE)となった段階で屋内 原事態(GE)へ移行後、放射性 OILの基準値を超え、避難又は 受者等の車両又は市や県が用意し 難を開始する。 加要支援者のバスによる避難の負 において、避難支援等関係者に。 は、自衛隊等の国の実動組織に	生物質の放出により空 は一時移転が必要とな したバスや福祉車両等 を場所への移動や福 よる介助や支援が行え	記載の適正化記載の適正化実態に即した位正実態に即した位正

する。

修正前	修正後	修正理由
また、避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者については、支援者の車両や市又は県が確保した福祉車両等で、近傍の放射線防護施設へ移動、屋内退避をし、適切な避難手段が確保された後、避難を実施するものとする。また、防災関係機関等により避難準備区域(UPZ)圏内の病院へ移送、適切な避難手段が確保された	また、避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者については、市又は県が確保した福祉車両等で、支援者と共に近傍の放射線防護施設へ移動、屋内退避をし、適切な避難手段が確保された後、避難を実施するものとする。	実態に即した修正
後、避難先へ避難をすることも検討する。	市は、各地区に緊急時地区派遣隊を派遣し、市があらかじめ作成した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難支援等関係者や自衛隊等の国の実動組織と連携して福祉車両等の手配等の避難支援を行うものとする。	実態に即した修正
表5-2 避難準備区域(UPZ)における避難行動要支援者の防護措置 の流れ	表5-2 避難準備区域(UPZ)における避難行動要支援者の防護措置 の流れ	

	修正前			修正後				
	緊急事態区分	在宅の避難行動要支援者	支援 <u>者</u> 等		緊急事態区分	在宅の避難行動要支援者	<u>避難</u> 支援等 <u>関係者</u>	記載の適正化
#	警戒事態 (<u>E A L 1</u>)	〇自宅で屋内退避準備	○避難行動要支援者の 安否確認 ○屋内退避準備の 呼びかけ	#47	警戒事態 (<u>A L</u>)	○自宅で屋内退避準備	○避難行動要支援者の 安否確認○屋内退避準備の 呼びかけ	記載の適正化
放射性物質放出前	施設敷地緊急事態 (<mark>E A L 2</mark>)	〇自宅で屋内退避を開始	○屋内退避を支援	放射性物質放出	施設敷地緊急事態 (<u>S E</u>)	〇自宅で屋内退避を開始	〇屋内退避を支援	記載の適正化
前	全面緊急事態 (<u>E A L 3</u>)	〇屋内退避を継続	〇屋内退避開始	前	全面緊急事態 (<mark>G E</mark>)	○屋内退避を継続	〇屋内退避開始	記載の適正化
放射性物質放出後	全面緊急事態 (<mark>E A L 3</mark>) + O I Lの発動	〔避難指示発令後〕 ○バスによる避難の集合場所へ移動 ○安定ヨウ素剤の服用準備 ○バス、福祉車両等で避難先へ避難を 開始 ※避難により健康リスクが高まる 要支援者等は、放射線防護機能 を有する施設で、屋内退避。適 切な避難手段が確保された後、 避難先へ避難を実施	○バスによる避難の 集合場所への移動 を支援	放射性物質放出後	全面緊急事態 (<mark>G E</mark>) + O I Lの発動	「避難指示発令後」 ○ (バスによる避難を行う方) バスによる避難の集合場所へ移動 ○ 安定ヨウ素剤の服用準備 ○ 支援者の車両、バス、福祉車両等で避難先へ避難を開始 ※避難により健康リスクが高まる方は、放射線防護機能を有する施設で、屋内退避。適切な避難手段が確保された後、避難先へ避難を実施	<u>両の利用</u> への移動 を支援 <u>※状況に応じて自衛隊</u> 等の国の実動組織に 支援を要請	実態に即した修正記載の適正化
4 (1))即時避難区域	等の入所者及び病院等の入院。 (PAZ) 内の社会福祉施設等及 (PAZ) 内の社会福祉施設等及	び病院等	4)即時避難区域	等の入所者及び病院等の入院 (PAZ) 内の社会福祉施設等及 (PAZ) 内の社会福祉施設等及	なび病院等	
	は、警戒事態(<u>I</u> 院等に受入れを 行う。 施設敷地緊急 た避難手段を使	(FAZ) 内の代表価値過級等及(EAL1) の段階で、あらかじめ 要請するとともに、入所者・入院 事態(EAL2)となった段階で、 用し、受入先施設へ避難する。 実施により健康リスクが高まる入	指定された施設、病患者等の避難準備を あらかじめ用意し		は、警戒事態(に受入れを要請 う。 施設敷地緊急 難手段を使用し、	(PAZ) PNOAL云価配施設等のAL) の段階で、あらかじめ指定するとともに、入所者・入院患者事態(SE)となった段階で、あ、受入先施設へ避難する。 実施により健康リスクが高まる入	された施設、病院等 音等の避難準備を行 ららかじめ用意した避	記載の適正化記載の適正化

修正前

修正後

段が確保された後、避難先へ避難を実施する。

施した自施設又は近隣の施設において屋内退避を行う。適切な避難手

修正理由

施した自施設又は近隣の施設において屋内退避を行う。適切な避難手段が確保された後、避難先へ避難を実施する。

表5-3 即時避難区域 (PAZ) における社会福祉施設等の入所者及び病院等の入院患者の防護措置の流れ

	緊急事態区分	緊急事態区分 入所者及び入院患者	
	警戒事態 (<u>E A L 1</u>)	○避難準備を開始	〇入所者、入院患者の選 難準備 〇あらかじめ指定され た施設へ避難受入れ の要請
放射性物質放出前	施設敷地緊急事態 (<mark>E A L 2</mark>)	〇バス、福祉車両等であらかじめ指定された受入先施設へ避難を開始 ※避難により健康リスクが高まる 入所者等は、放射線防護対策を 実施した自施設又は近隣の施 設で、屋内退避。適切な避難手 段が確保された後、避難先へ 避難を実施	○避難の支援 ○受入先施設へ共に 移動
	全面緊急事態 (<u>E A L 3</u>)	○避難を継続※避難により健康リスクが高まる 入所者等は、放射線防護対策を 実施した自施設又は近隣の施 設で、屋内退避。適切な避難手 段が確保された後、避難先へ 避難を実施	○避難を継続 ○避難により健康リス クが高まる入所者等 がいる場合は、施設に 残り当該者を保護

(2) 避難準備区域(UPZ)内の社会福祉施設等及び病院等

避難準備区域(UPZ)内の社会福祉施設等及び病院等の管理者は、警戒事態(EAL1)の段階で、入所者・入院患者等の屋内退避の準備を開始し、施設敷地緊急事態(EAL2)となった段階で、屋内退避を実施する。

なお、全面緊急事態(EAL3)へ移行後、放射性物質の放出により空間放射線量率がOILの基準値を超え、避難や一時移転が必要と

表5-3 即時避難区域 (PAZ) における社会福祉施設等の入所者及び病院等の入院患者の防護措置の流れ

	緊急事態区分	入所者及び入院患者	施設管理者	
	警戒事態 (<u>A L</u>)	○避難準備を開始	○入所者、入院患者の選 難準備 ○あらかじめ指定され た施設へ避難受入れ の要請	記載の適正化
放射性物質放出前	施設敷地緊急事態 (<u>S E</u>)	〇バス、福祉車両等であらかじめ指定された受入先施設へ避難を開始 ※避難により健康リスクが高まる入所 者等は、放射線防護対策を実施した 自施設又は近隣の施設で、屋内退避。 適切な避難手段が確保された後、避 難先へ避難を実施	○避難の支援 ○受入先施設へ共に 移動 ○避難により健康リス クが高まる入所者等 がいる場合は、施設に 残り当該者を保護	記載の適正化
	全面緊急事態 (<u>G E</u>)	〇避難を継続 ※避難により健康リスクが高まる入所 者等は、放射線防護対策を実施した 自施設又は近隣の施設で、屋内退避。 適切な避難手段が確保された後、避 難先へ避難を実施	○避難を継続 ○避難により健康リス クが高まる入所者等 がいる場合は、施設に 残り当該者を保護	記載の適正化

(2) 避難準備区域(UPZ)内の社会福祉施設等及び病院等

避難準備区域(UPZ)内の社会福祉施設等及び病院等の管理者は、警戒事態(AL)の段階で、入所者・入院患者等の屋内退避の準備を開始し、施設敷地緊急事態(SE)となった段階で、屋内退避を実施する。

なお、全面緊急事態(GE)へ移行後、放射性物質の放出により空間放射線量率がOILの基準値を超え、避難や一時移転が必要となっ

記載の適正化記載の適正化

記載の適正化

修	Æ	前行
11/2	ш	ĦП

なった段階で、県等が用意した避難手段を使用し、受入先施設へ避難する。

また、避難の実施により健康リスクが高まる入所者・入院患者については、適切な避難手段が確保されるまでの間、施設管理者の保護のもと、自施設において屋内退避を継続し、適切な避難手段が確保された後、避難先へ避難を実施する。

表5-4 避難準備区域 (UPZ) における社会福祉施設等の入所者及び病院等の入院患者の防護措置の流れ

	緊急事態区分	入所者及び入院患者	施設管理者
放	警戒事態 (<u>E A L 1</u>)	○施設内で屋内退避準備	〇入所者、入院患者の 屋内退避準備
放射性物質放出前	施設敷地緊急事態 (<u>E A L 2</u>)	○施設内で屋内退避を開始	○屋内退避開始 ○避難受入先の調整 及び移動手段の 確保を県に依頼
前	全面緊急事態 (<u>E A L 3</u>)	○屋内退避を継続	○屋内退避継続
放射性物質放出後	全面緊急事態 (<u>E A L 3</u>) + O I Lの発動	〔避難指示発令後〕 ○安定ヨウ素剤の服用準備 ○バス、福祉車両等で受入先施設へ避 難を開始 ※避難により健康リスクが高まる入所 者等は、自施設で屋内退避、適切な避 難手段が確保された後、避難先へ避 難	○避難の支援 ○受入先施設へ共に移動 ・の避難により健康リスクが高まる入所者等がいる場合は、施設に残り当該者を保護

第6章 複合災害時の対応

1 自然災害との複合災害における基本方針

(略)

2 複合災害時の避難・屋内退避の基本的な考え方

(略)

た段階で、県等が用意した避難手段を使用し、受入先施設へ避難する。

修正後

修正理由

記載の適正化

記載の適正化

記載の適正化

記載の適正化

記載の適正化

記載の適正化記載の適正化

また、避難の実施により健康リスクが高まる入所者・入院患者については、適切な避難手段が確保されるまでの間、施設管理者の保護のもと、自施設<u>又は近隣の施設</u>において屋内退避を<u>行い</u>、適切な避難手段が確保された後、避難先へ避難を実施する。

表5-4 避難準備区域 (UPZ) における社会福祉施設等の入所者及び病院等の入院患者の防護措置の流れ

	緊急事態区分	入所者及び入院患者	施設管理者
放	警戒事態 (<u>A L</u>)	○施設内で屋内退避準備	〇入所者、入院患者の 屋内退避準備
射性物質放出前	施設敷地緊急事態 (<mark>SE</mark>)	○施設内で屋内退避を開始	○屋内退避開始 ○避難受入先の調整 及び移動手段の 確保を県に依頼
前	全面緊急事態 (<u>G E</u>)	○屋内退避を継続	○屋内退避継続
放射性物質放出後	全面緊急事態 (<u>G E</u>) + O I Lの発動	 「避難指示又は一時移転発令後」 ○安定ョウ素剤の服用準備 ○バス、福祉車両等で受入先施設へ避難を開始 ※避難により健康リスクが高まる入所者等は、自施設又は近隣の施設で屋内退避、適切な避難手段が確保された後、避難先へ避難 	○避難の支援 ○受入先施設へ共に移動 の避難により健康リスクが高まる入所者等がいる場合は、施設に残り当該者を保護

第6章 複合災害時の対応

1 自然災害との複合災害における基本方針

(略)

2 複合災害時の避難・屋内退避の基本的な考え方

(略)

修正前		修正理由
(1) 地震との複合災害の場合 (略)		沙北土出
(2) 津波との複合災害の場合	(2) 津波との複合災害の場合	
(略)	(略)	
① 即時避難区域 (PAZ) 即時避難区域 (PAZ) の住民等は、津波警報等の発表を受け、 津波に係る避難指示が発令されている場合には、まずは津波による 人命のリスクを回避するため、指定緊急避難場所等の安全が確保で きる場所に避難することとする。 その後、発電所において施設敷地緊急事態 (EAL2) に至り、 国等から施設敷地緊急事態要避難者の避難指示の要請が出された場合や、全面緊急事態 (EAL3) に至り、国から全住民への避難指示が出された場合であっても、引き続き津波に係る避難指示が発令されている場合には、原子力災害に対する避難行動よりも津波に対する避難行動を優先することとし、避難指示の解除等津波に対する 安全が確保された後に、その区域における放射線量や避難手段の確保状況等を踏まえつつ、あらかじめ定められている避難先市町村へ 避難することを基本とする。	① 即時避難区域 (PAZ) 即時避難区域 (PAZ) の住民等は、津波警報等の発表を受け、津波に係る避難指示が発令されている場合には、まずは津波による人命のリスクを回避するため、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難することとする。その後、発電所において施設敷地緊急事態 (SE) に至り、国等から施設敷地緊急事態要避難者の避難指示の要請が出された場合や、全面緊急事態 (GE) に至り、国から全住民への避難指示が出された場合であっても、引き続き津波に係る避難指示が発令されている場合には、原子力災害に対する避難行動よりも津波に対する避難行動を優先することとし、避難指示の解除等津波に対する避難行動を優先することとし、避難指示の解除等津波に対する避難行動を優先することとし、避難指示の解除等津波に対する安全が確保された後に、その区域における放射線量や避難手段の確保状況等を踏まえつつ、あらかじめ定められている避難先市町村へ避難することを基本とする。	記載の適正化記載の適正化
② 避難準備区域(UPZ)の住民等は、津波警報等の発表により津波に係る避難指示が発令されている場合には、まずは津波による人命のリスクを回避するため、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難することとする。 その後、全面緊急事態(EAL3)に至った場合であっても、引き続き津波に係る避難指示が発令されている場合には、原子力災害に対する避難行動よりも津波に対する避難行動を優先する。ただし、指定緊急避難場所等で屋内退避が可能な場合には、屋内退避を実施する。 また、緊急時モニタリングの結果により、OIL1又はOIL2を超える区域が特定された場合であっても、津波に対する避難行動を優先することとし、避難指示の解除等津波に対する安全が確保された後に、その区域における放射線量や避難手段の確保状況等を踏まえつつ、あらかじめ定められている避難先市町村へ避難することを基本とする。	② 避難準備区域(UPZ)の住民等は、津波警報等の発表により津波に係る避難指示が発令されている場合には、まずは津波による人命のリスクを回避するため、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難することとする。 その後、全面緊急事態(GE)に至った場合であっても、引き続き津波に係る避難指示が発令されている場合には、原子力災害に対する避難行動よりも津波に対する避難行動を優先する。ただし、指定緊急避難場所等で屋内退避が可能な場合には、屋内退避を実施する。 また、緊急時モニタリングの結果により、OIL1又はOIL2を超える区域が特定された場合であっても、津波に対する避難行動を優先することとし、避難指示の解除等津波に対する安全が確保された後に、その区域における放射線量や避難手段の確保状況等を踏まえつつ、あらかじめ定められている避難先市町村へ避難することを基本とする。	記載の適正化
(3) 暴風雪との複合災害の場合	(3) 暴風雪との複合災害の場合	
(略)	(略)	

修正前	修正後	修正理由
① 即時避難区域 (PAZ) の住民等は、暴風雪による人命のリスクが極めて高い場合には、まずは暴風雪による人命のリスクを回避するため、自宅等の安全が確保できる場所で屋内退避することとする。 その後、発電所において施設敷地緊急事態 (EAL2) に至り、国から施設敷地緊急事態要避難者の避難指示の要請が出された場合や、全面緊急事態 (EAL3) に至り、国から全住民への避難指示が出された場合であっても、引き続き暴風雪による人命へのリスクが極めて高い場合には、原子力災害に対する避難行動よりも暴風雪に対する避難行動を優先することとし、暴風雪に対する安全が確保された後に、その区域における放射線量や避難手段の確保状況等を踏まえつつ、あらかじめ定められている避難先市町村へ避難することを基本とする。	① 即時避難区域(PAZ)の住民等は、暴風雪による人命のリスクが極めて高い場合には、まずは暴風雪による人命のリスクを回避するため、自宅等の安全が確保できる場所で屋内退避することとする。 その後、発電所において施設敷地緊急事態(SE)に至り、国から施設敷地緊急事態要避難者の避難指示の要請が出された場合や、全面緊急事態(GE)に至り、国から全住民への避難指示が出された場合であっても、引き続き暴風雪による人命へのリスクが極めて高い場合には、原子力災害に対する避難行動よりも暴風雪に対する避難行動を優先することとし、暴風雪に対する安全が確保された後に、その区域における放射線量や避難手段の確保状況等を踏まえつつ、あらかじめ定められている避難先市町村へ避難することを基本とする。	記載の適正化記載の適正化
② 避難準備区域(UPZ)の住民等は、暴風雪による人命のリスクが極めて高い場合には、まずは暴風雪による人命のリスクを回避するため、自宅等の安全が確保できる場所で屋内退避することとする。 その後、全面緊急事態(EAL3)に至り、緊急時モニタリングの結果により、OIL1又はOIL2を超える区域が特定された場合であっても、引き続き暴風雪による人命へのリスクが極めて高い場合には、原子力災害に対する避難行動よりも暴風雪に対する避難行動を優先することとし、暴風雪に対する安全が確保された後に、その区域における放射線量や避難手段の確保状況等を踏まえつつ、あらかじめ定められている避難先市町村へ避難することを基本とする。	② 避難準備区域(UPZ)の住民等は、暴風雪による人命のリスクが極めて高い場合には、まずは暴風雪による人命のリスクを回避するため、自宅等の安全が確保できる場所で屋内退避することとする。 その後、全面緊急事態(GE)に至り、緊急時モニタリングの結果により、OIL1又はOIL2を超える区域が特定された場合であっても、引き続き暴風雪による人命へのリスクが極めて高い場合には、原子力災害に対する避難行動よりも暴風雪に対する避難行動を優先することとし、暴風雪に対する安全が確保された後に、その区域における放射線量や避難手段の確保状況等を踏まえつつ、あらかじめ定められている避難先市町村へ避難することを基本とする。	記載の適正化
3 沿岸部や山間地における孤立対策 (略)	3 沿岸部や山間地における孤立対策 (略)	
4 屋内退避時における物資の備蓄・供給体制 (略)	4 屋内退避時における物資の備蓄・供給体制 (略)	
第7章 柏崎市地区別避難先等一覧	第7章 柏崎市地区別避難先等一覧	

追加

		柏崎	市地区別避難約	-	-)		
	世帯数・人口 令和4年(2022年)4月1日現7 避難行動要支援者 令和4年(2022年)3月17日現7						
地区コード	コミュニティ区分 地区名	重点区域	世帯数	응기	避難行動 要支援者 (人)	避難先	
17	高浜	PAZ	163	345	27	村上市	
11	荒浜	PAZ	395	924	22	糸魚川市	
10	松波	PAZ	1,546	3,401	94	糸魚川市	
09	西中通	PAZ	2,403	6,117	132	妙高市	
15	中通	PAZ	498	1,315	41	湯沢町	
41	南部	PAZ	202	498	25	村上市	
40	二田	PAZ	810	1,956	45	村上市	
42	西山(中川)	UPZ	445	1,183	26	村上市	
43	西山(別山)	UPZ	239	599	16	村上市	
45	西山(大田)	UPZ	178	373	14	村上市	
44	西山(石地)	UPZ	178	367	15	村上市	
12	北鯖石	UPZ	1,092	2,516	40	南魚沼市	
24	北条	UPZ	1,009	2,505	115	湯沢町	
05	中央	UPZ	4,355	8,992	282	上越市	
06	比角	UPZ	4,538	9,898	205	糸魚川市	
13	田尻	UPZ	3,210	8,124	119	南魚沼市	
02	大洲	UPZ	1,254	2,554	89	妙高市	
01	鯨波	UPZ	525	1,135	29	妙高市	
08	上米山	UPZ	94	175	5	妙高市	
03	剣野	UPZ	2,273	5,682	101	上越市	
04	枇杷島	UPZ	2,628	5,338	127	糸魚川市	
07	半田	UPZ	2,647	6,331	98	糸魚川市	
14	高田	UPZ	1,501	3,611	78	上越市	
19	中鯖石	UPZ	519	1,241	44	上越市	
20	南鯖石	UPZ	459	949	31	上越市	
16	米山	UPZ	350	793	18	上越市	
18	上条	UPZ	376	792	15	上越市	
21	別俣	UPZ	139	297	7	上越市	
22	野田	UPZ	241	501	31	上越市	
30	高柳	UPZ	629	1,152	36	上越市	
	PAZ計		6,017	14,556	386		
	UPZ計		28,879	65,108	1,541		
	合計		34,896	79,664	1,927		

修正前					修正後	È				修正理由
施設敷地緊急事態(SE)要避難者数								追加		
	地区	ミ コミュニティ区分			沿车	行動要支援者		4年(2022年)	4月1日現在	
	コード		合計	妊婦·授乳婦·	避難行動要支	支援者数	安定ヨウ素剤を	社会福祉施設	学校等の	
		高浜	77	乳幼児等(※1)	援者(※2)		服用できない者	等の入所者	在校者数	
		荒浜	409	99	22			5	267	
	10	松波	1,278	514	94		5	223	427	
	09	西中通	2,229	1,085	132	25	8	144	835	
	15	中通	277	144	41	6	2	0	84	
	41	南部	90	40	25	24	1	0	0	
	40		852	237	45		+	125	419	
		PAZ計 ※1 妊婦、授乳	5,212	2,146	386	121	30	497	2,032	
		※2 避難行動要				建康リスクが	高まるものも含	:む。		
(略)		(略)								時点修正
【別紙】「原子力災害に備えた柏崎市広域避難計画」作成の経緯		【別紙】「原	译力災害	いい はっぱい はっぱい はっぱい はっぱい はっぱい はっぱい はっぱい はっ	:柏崎市 広	域避難	計画」作用	成の経緯		
(略)		(略)								
さらに、平成31年(2019年)3月に、「新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)」の修正、「原子力災害時における新潟県広域避難の行動指針」を基に「新潟県原子力災害広域避難計画」と具体的な対応を示す個別マニュアル等を策定した。令和2年(2020年)3月に避難計画の修正、6月にスクリーニング・簡易除染マニュアルを修正したことを受け、同年9月18日に本計画を「柏崎市原子力災害広域避難計画」と改め、修正した。	(所) (所) (所) (所) (所) (所) (所) (所)	らに、 <mark>新態</mark> 子力災害対 指針」を基 マニュアル にスクリー 8日に本計	策編)」 に「新源 等を策定 ニング・ 画を「相	の修正、 場県原子力 ごした。 会 簡易除禁 1崎市原子	「原子力 〕災害広域 〕和2年 シマニュア ・力災害広	が 選挙計で (2020年) インを修正 では、選挙 がより では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	こおける親 町」と具体 3月に減 Eしたこと 十画」と改	所潟県広域 は的な対応 壁鶴十画の さを受け、 なめ、修正	遊離 がを示す の修正、 同年9 Eした。	文言の整理
「柏崎市原子力災害広域避難計画」における今後の課題	令和4年(2022年) 1月に本計画の時点修正を行った後、「原子力災害対策指針」及び「新潟県原子力災害広域避難計画」の修正を踏まえて、令和4年(2022)年月日、本計画を修正した。 「柏崎市原子力災害広域避難計画」における今後の課題						, 左阳			

修正前	修正後	修正理由
広域避難計画の実効性を高めるため、国、県、県内市町村及び防災関係 機関と引き続き協議し、関係機関相互の連携体制の構築や国の支援体制の 強化等をより具体化するとともに、その内容を本計画に順次反映していく ものとする。	避難の実効性を高めていくため、国、県、県内市町村及び防災関係機関と引き続き協議し、関係機関相互の連携体制の構築や国の支援体制の強化等をより具体化するとともに、その内容を本計画に順次反映していくものとする。	文言の整理
1 EAL及びOILに基づく避難等防護体制の具体化 ① 原子力規制委員会が示す事故想定及びOILの基準値の根拠を確認する。 ② フィルタベント設備の運用と避難計画との整合性を確認する。 ③ フィルタベント設備使用時の放射性物質による周辺環境への影響予測を確認する。 ④ プルーム通過時の希ガスによる放射線の影響を確認する。 ⑤ 事業者が設定する原子力発電所のEAL詳細設定を本計画に反映する。	 1 EAL及びOILに基づく避難等防護体制の具体化 (削除) フィルタベント設備の運用と避難計画との整合性を確認する。 (削除) (削除) (削除) 	施策の進展による 施策の進展による 施策の進展による 施策の進展による
2 住民等への情報伝達 ① 住民等に対する避難指示や事故状況等を広域的かつ迅速・確実に伝達できる仕組みや手法を確立する。 ② 地区コミュニティとの情報伝達体制の確認・検証を実施する。	(削除) 2 住民等への情報伝達 (削除) 地区コミュニティとの情報伝達体制の確認・検証を実施する。	施策の進展による
3 広域避難体制 ① 国や関係機関の協力を得て、自家用車以外のあらゆる手段(バス、船舶、鉄道、ヘリコプター等)の確実性のある避難手段の確保を検討する。 ② <u>避難シミュレーションの実施</u> 結果による <u>渋滞予測と対策</u> を確認・検討する。	 3 広域選難体制 ① 国や関係機関の協力を得て、自家用車以外のあらゆる手段(船舶、鉄道、ヘリコプター等)の確実性のある避難手段の確保を検討する。 ② <u>避難経路阻害要因調査</u>結果による<u>県の対応</u>を確認・検討する。 	施策の進展による
4 受入自治体との連携 受入自治体と、情報連絡体制、避難経由所・避難所・福祉避難所の運営及び食糧・物資の調達、必要な資機材等について具体的な協議を行い、連携を図るとともに、県、国等へ必要な支援を求める。	4 受入自治体との連携 受入自治体と、情報連絡体制、避難経由所・避難所・福祉避難所の運営及び食糧・物資の調達、必要な資機材等について具体的な協議を行い、連携を図るとともに、県、国等へ必要な支援を求める。	
5 要配慮者の避難体制及び避難の実施により健康リスクが高まる者への対応 ① 県の協力のもと、社会福祉施設、病院等の入所者・入院患者の避難計画策定を推進する。 ② 在宅の要配慮者(避難行動要支援者等)の具体的な避難体制の構築及び避難手段の確保を図る。	5 要配慮者の避難体制及び避難の実施により健康リスクが高まる者への対応 ① 県の協力のもと、社会福祉施設、病院等の入所者・入院患者の避難計画策定を推進する。 ② 在宅の要配慮者(避難行動要支援者等)の具体的な避難体制の構築及び避難手段の確保を図る。	

修正前		修正理由
③ 県、関係市町村及び関係機関等とともに、要配慮者の避難先での支援体制を検討する。④ 避難の実施により健康リスクが高まる者の防護措置の実施・支援体制の整備を図る。	③ 県、関係市町村及び関係機関等とともに、要配慮者の避難先での支援体制を検討する。④ 避難の実施により健康リスクが高まる者の防護措置の実施・支援体制の整備を図る。	
6 緊急時モニタリング 国、県、原子力事業者及び関係機関が実施する緊急時モニタリング結果の情報連絡体制を確認するとともに、市民等への情報伝達の具体的な手順及び方法等について確認する。	6 緊急時モニタリング 国、県、原子力事業者及び関係機関が実施する緊急時モニタリング結果の情報連絡体制を確認するとともに、市民等への情報伝達の具体的な手順及び方法等について確認する。	
7 スクリーニング体制の整備 県が実施するスクリーニング <mark>体制の構築</mark> 、スクリーニングポイント <u>の</u> <u>決定</u> 及び県民への周知を早期に行うよう求めていく。	7 スクリーニング体制の整備 県が実施するスクリーニングの必要性及びスクリーニングポイント候補地について県民への周知を図るよう求めていく。	施策の進展による
8 交通規制及び住民等の誘導体制 県、県警察、道路管理者等と、交通規制及び避難誘導の実施体制及び情報連絡等の指揮系統の構築を図るとともに、避難住民等への適時適切な避難経路の情報伝達手法を確立する。	<u>(肖明余)</u>	施策の進展による
9 安定ョウ素剤の配布・服用 以下について、協議を進め、早期実現を働きかけていく。 ① 即時避難区域(PAZ)における事業所等への事前配布の手法 ② 即時避難区域(PAZ)における緊急配布の手法及び人員体制 ③ 避難準備区域(UPZ)における配布手法及び人員体制 ④ 安定ョウ素剤の配布・服用に関する住民等への情報伝達手法の確立	8 安定ョウ素剤の配布・服用 以下について、協議を進め、早期実現を働きかけていく。 ① 即時避難区域(PAZ)における事業所等への事前配布の手法 ② 即時避難区域(PAZ)における緊急配布の手法及び人員体制 (削除) (削除)	施策の進展による 施策の進展によ
10 避難経路の確保と避難の円滑化 円滑な広域避難ができるよう道路整備や改良、除雪体制の充実・強 化、道路監視体制の実現を働きかけていく。	9 避難経路の確保と避難の円滑化 円滑な広域避難ができるよう道路整備や改良、除雪体制の充実・強 化、道路監視体制の実現を働きかけていく。	<i>'</i>
11 感染症流行下での防護措置 感染症流行下において、被ばくによるリスクと感染症防止対策を可能 な限り両立させるための具体的な避難方法等について、国、県等と協議 を行う。	10 感染症流行下での防護措置 感染症流行下において、被ばくによるリスクと感染症防止対策を可能な限り両立させるための具体的な避難方法等について、国、県等と協議を行う。	
資料編	資料編	
資料-1 現行の原災法等における緊急事態区分を判断するEALの枠組 みについて	資料-1 現行の原災法等における緊急事態区分を判断するEALの枠組 みについて	

修正前	修正後	修正理由
(略)	(冊各)	
資料-2 県が定めたスクリーニングポイント候補地	資料-2 県が定めたスクリーニングポイント候補地	
(略)	(略)	

資料-3 県が定めた原子力災害時における社会福祉施設の避難先一覧表

「平成27年5月12日付け 新潟県福祉保健部 福祉保健課長通知に基づき柏崎市作成」

		成2/年5月12日付け 新潟	不油油水姓 印	福祉保健課長週知に基づさ相崎市作成]
重点 区域	地区 コミュニティ	種類・施設名	避難先 市町村	避難先施設の種類・名称
			村上市	特別養護老人ホーム さつき園 住所:村上市北新保 683-9
PAZ	- m	特別養護老人ホーム	村上市	特別養護老人ホーム たかつぼ 住所:村上市下鍛冶屋 572-7
PAZ	二田	にしかりの里	村上市	特別養護老人ホーム 羽衣園 住所:村上市岩沢 1616
			村上市	特別養護老人ホーム いわくすの里 住所:村上市上の山 2-17
PAZ	西中通	特別養護老人ホーム なごみ荘	妙高市	(福)新井頸南福祉会 (状況に応じて法人内施設で調整) 法人住所:妙高市上新保 549
PAZ	西中通	有料老人ホーム	新潟市	有料老人ホーム はなことば新潟 住所:新潟市中央区湖南 5-2
FAZ	四中迪	はなことば柏崎	新潟市	有料老人ホーム はなことば新潟2号館 住所:新潟市中央区小張木 2-16-56
PAZ	西中通	グループホーム ツクイ柏崎グループホー	新潟市	グループホーム 新潟姥ヶ山グループホーム 住所:新潟市中央区姥ヶ山 6-2-32
PAZ	四中通	ファイ 伯崎 グルーフホー ム	上越市	有料老人ホーム サンシャイン上越 住所:上越市五智 2-1-1
PAZ	西中通	シルバーハウス さわやか苑 柏崎春日	新潟市	小規模多機能型居宅介護 さわやか苑 鳥屋野 住所:新潟市中央区小張木 3-6-3
PAZ	二田	ショートステイ シャリテ花はな	調整中	
PAZ	松波	ケアセンター久松	調整中	
PAZ	松波	グループホームサンライ ズ松波	調整中	

資料-3 県が定めた原子力災害時における社会福祉施設の避難先一覧表

「平成27年5月12日付け 新潟県福祉保健部 福祉保健課長通知に基づき柏崎市作成」

重点 区域	地区 コミュニティ	種類・施設名	定員数	避難先 市町村	避難先施設の種類・名称
				村上市	特別養護老人ホーム さつき園 住所:村上市北新保 683-9
D 4 7	二田	特別養護老人ホームにしかりの里	8 0	村上市	特別養護老人ホーム たかつぼ 住所:村上市下鍛冶屋 572-7
PAZ			(10)	村上市	特別養護老人ホーム 羽衣園 住所:村上市岩沢 1616
				村上市	特別養護老人ホーム いわくすの里 住所:村上市上の山 2-17
PAZ	西中通	特別養護老人ホーム なごみ荘	80 (20)	妙高市	(福)新井頸南福祉会 (状況に応じて法人内施設で調整) 法人住所:妙高市上新保 549
	T + 17	有料老人ホーム		新潟市	有料老人ホーム はなことば新潟 住所:新潟市中央区湖南 5-2
PAZ	西中通	はなことば柏崎	32	新潟市	有料老人ホーム はなことば新潟2号館 住所:新潟市中央区小張木2-16-56
	# _	グループホーム ツクイ柏崎グループ ホーム	18	新潟市	グループホーム 新潟姥ヶ山グループホーム 住所:新潟市中央区姥ヶ山 6-2-32
PAZ	西中通			上越市	有料老人ホーム サンシャイン上越 住所:上越市五智 2-1-1
PAZ	西中通	シルバーハウス さわやか苑柏崎春日	24	新潟市	小規模多機能型居宅介護 さわやか苑 鳥屋野 住所:新潟市中央区小張木 3-6-3
PAZ	二田	ショートステイ シャリテ花はな	4 5	燕市	<u>ショートステイ</u> <u>ラビット花はな</u> 住所:燕市吉田鴻巣 106-1
PAZ	松波	ケアセンター久松	40	燕市	社会福祉法人 つばめ福祉会 住所:燕市大曲 2486番地
PAZ	松波	グループホーム サンライズ松波	18	新潟市	ショートステイ のぞみ大形 住所:新潟市東区大形本町 5-8-11

修正前						修正後								
重点 区域	地区 コミュニティ	種類・施設名	避難先 市町村	避難先施設の種類・名称		重点区域	地区コミュニティ	種類・施設名	定員数	避難先 市町村	避難先施設の種類・名称			
PAZ	松波	障害者支援施設 さざなみ学園	糸魚川市	障害者支援施設 メモリアルホームみずほ 住所:糸魚川市水保 1728		PAZ	松波	障害者支援施設 さざなみ学園	入所20 支援20	糸魚川市	障害者支援施設 メモリアルホームみずほ 住所:糸魚川市水保 1728			
PAZ	松波	障害者支援施設 松波の里	妙高市	障害者支援施設 にしき園 住所:妙高市錦町 2-8-1		PAZ	松波	障害者支援施設 松波の里	50	妙高市	障害者支援施設にしき園			
PAZ	松波	障害者支援施設 松風の里				PAZ	松波	障害者支援施設	5 0		住所:妙高市錦町 2-8-1			
PAZ	松波	障害者支援施設 なぎさホーム		100 cts -tc -tc -155 +t- 20.		PAZ	松波	松風の里 障害者支援施設						
PAZ	松波	障害者支援施設 風SUNホーム	上越市	障害者支援施設 かなやの里				なぎさホーム 障害者支援施設	4		陈中央十辆 br =0.			
PAZ	荒浜	障害者支援施設 あらはまホーム		住所:上越市下馬場 576-78		PAZ	松波	風SUNホーム 障害者支援施設	<u>6</u>		障害者支援施設 かなやの里			
PAZ	西中通	障害者支援施設				PAZ	荒浜	あらはまホーム障害者支援施設	<u>5</u> <u>6</u>		住所:上越市下馬場 576-78			
PAZ	松波	風の丘ホーム 障害者支援施設				PAZ	西中通	風の丘ホーム障害者支援施設						
PAZ	西中通	こすもす荘 障害者支援施設	魚沼市	障害者支援施設 六花園		PAZ	西中通	やまもとホーム	4					
		ここ・はうす・まきはら 障害者支援施設	W/UII	住所:魚沼市堀之内 2197-1		PAZ	松波	障害者支援施設 こすもす荘	<u>12</u>	魚沼市				
PAZ	松波	米山荘 障害者支援施設				PAZ	西中通	障害者支援施設 ここ・はうす・まきは			障害者支援施設 六花園			
PAZ	西中通	やまもとホーム	調整中				10.54	ら 障害者支援施設			住所:魚沼市堀之内 2197-1			
						PAZ	松波	米山荘	4					
					資	料-5	民間	が所有するバスに	こついて	<u> </u>		追加		

市町村 新潟市長岡市 三条市 柏崎市 新発田市 小千谷市 十日町市	事業者委	乗台	\$ 貸切 \$80 18 33 12 0 5 1 2 6 3	本 大型 1 10: 6 86 1 1-	輌 数 内訳 中型 1 47 6 27 4 12 2 12 2 12	(台) 小型 33 13 25		761 1' 359 0 51 26 39	令和 4 是 (,400 (,990 () () ()	年3月	用)」を基数 [計算] 内 大型 中 4,545 1 3,870 630 540	(席) ※ 訳 1型 小型 269 69	市作成)	
新潟市 長岡市 三条市 柏崎市 新発田市 小千谷市 十日町市		乗台	\$ 貸切 \$ 80 18 \$ 33 12 0 5 1 2 6 3	本 大型 1 10: 6 86 1 14 5 12	輌 数 内訳 中型 1 47 6 27 4 12 2 12 2 12	(台) 小型 33 13 25 1 13		合計 乗 761 1 ¹ 359 (51 26 39	合 (,400 (,990 ()30	座席 引 貸切	数 [試算] 内 大型 中 4,545 1 3,870 630 540	(席) ※ 訳 ^{中型} 小型 269 69 729 27 324 52	合計 型 33 23,907 73 11,862 25 1,479	
新潟市 長岡市 三条市 柏崎市 新発田市 小千谷市 十日町市		乗台	80 18 33 12 0 5 1 2 6 3	大型 11 10: 66 86 11 14 15 12 33 22	内訳 中型 1 47 6 27 4 12 12 12 12	小型 13 33 13 25 1 1 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13	特定 0 0 0 -	761 1' 359 0 51 26 39	合 (,400 (,400 (),990 () ()	貸切 6,507 4,872 1,479 885	大型 中 4,545 1 3,870 630 540	訳 1型 小型 269 69 729 27 324 52	合計 23 23,907 23 11,862 25 1,479	
新潟市 長岡市 三条市 柏崎市 新発田市 小千谷市 十日町市		乗台	80 18 33 12 0 5 1 2 6 3	大型 1 101 6 86 1 14 5 12	中型 1 47 6 27 4 12 2 12 2 12	小型 33 13 25 1 13	特定 0 0 0 -	761 1' 359 0 51 26 39	7,400 6,990 0 30	6,507 4,872 1,479 885	大型 中 4,545 1 3,870 630 540	1型 小型 ,269 69 729 27 324 52	23,907 23,907 23 11,862 25 1,479	
長岡市 三条市 柏崎市 新発田市 小千谷市 十日町市	1		33 12 0 5 1 2 6 3	66 86 61 14 65 12 63 22	6 27 4 12 2 12 2 12	13 25 1 13	0 0 0 - 0	359 (51 26 39	0 30	4,872 1,479 885	3,870 630 540	729 27 324 52	73 11,862 25 1,479	
三条市 柏崎市 新発田市 小千谷市 十日町市		3 2 5 1 4 2	0 5 1 2 6 3	5 12 3 22	4 12 2 12 2 12	25 1 13	0 0 - 0	51 26 39	30	1,479 885	630 540	324 52	25 1,479	
柏崎市 新発田市 小千谷市 十日町市		5 1 4 2	1 2	3 22	2 12 2 12	1 13	0 - 0	26 39	30	885	540			
新発田市 小千谷市 十日町市		1 4 2 1	6 3	3 22	2 12	13	0	39				324 2	915	
小千谷市		4 2 1		-			0		180	1,587	000	$\overline{}$		
十日町市		2	6 3	6 25	5 4	7		40			590	324 27	73 1,767	
		1	0			- 1	0	42	180	1,380	1,125	108 14	1,560	
見附市				5 (0 2	3	_	5	0	117	0	54 6	53 117	
		1	0 1	2 4	4 3	5	-	12	0	366	180	81 10	366	
村上市		2	0 3	6 10	0 10	16	0	36	0	1,056	450	270 33	1,056	
燕市		2	8 1	0 4	4 3	3	0	18	240	324	180	81 6	564	
糸魚川市		1	28	5 3	3 1	1	-	33	840	183	135	27 2	1,023	
妙高市		2	13 2	7 15	5 6	6	0	40	390	963	675	162 12	26 1,353	
五泉市		2	18 4	1 16	6 6	19	0	59	540	1,281	720	162 39	99 1,821	
上越市		5	97 7	1 4	1 16	14	0	168	,910	2,571	1,845	432 29	5,481	
阿賀野市		1	0 1	7	7 5	5	-	17	0	555	315	135 10	555	
佐渡市		2	49 2	3 18	8 4	1	0	72	,470	939	810	108 2	2,409	
魚沼市		1	0	8 3	3 2	3	-	8	0	252	135	54 6	53 252	
南魚沼市		5	64 8	2 48	8 15	19	0	146	,920	2,964	2,160	405 39	99 4,884	
胎内市		1	0 1	4	4 7	3	-	14	0	432	180	189 6	53 432	
聖籠町		2	0 1	2 4	4 2	6	0	12	0	360	180	54 12	360	
田上町		1	0 1	6 10	0 3	3	-	16	0	594	450	81 6	53 594	
阿賀町		1	2 1	0 (0 1	9	-	12	60	216	0	27 18	39 276	
合計		59 1,1	05 84	1 447	7 200	208	0	1,946 3	,150 2	29,883	20,115 5	,400 4,36	63,033	
	燕市 糸魚川市 如高市 五泉村市 上賀賀市 佐渡沼市 南魚内市 聖十二四 四四 四四 四四 四四 四四 四四 四四 四四 四四	無市 ※魚川市 妙高市 五泉市 上越市 阿賀野市 佐渡市 魚沼市 南魚沼市 胎内市 聖龍町 田上町 阿賀町 合計 ※座席数[試算]は、2	 無市 2 糸魚川市 1 妙高市 2 五泉市 2 上越市 5 阿賀野市 1 佐渡市 2 魚沼市 1 南魚沼市 5 胎内市 1 聖龍町 2 田上町 1 阿賀町 1 合計 59 1,1 ※座席数[試算]は、公益社団 	 燕市 2 8 1 糸魚川市 1 28 妙高市 2 13 2 五泉市 2 18 4 上越市 5 97 7 阿賀野市 1 0 1 佐渡市 2 49 2 魚沼市 1 0 南魚沼市 5 64 8 胎内市 1 0 1 聖龍町 2 0 1 田上町 1 0 1 阿賀町 1 2 1 合計 59 1,105 84 ※座席数〔試算〕は、公益社団法人新為 ※座席数〔試算〕は、公益社団法人新為 	 燕市 2 8 10 糸魚川市 1 28 5 妙高市 2 13 27 1 五泉市 2 18 41 1 上越市 5 97 71 4 阿賀野市 1 0 17 佐渡市 2 49 23 1 魚沼市 1 0 8 南魚沼市 5 64 82 4 胎内市 1 0 14 聖龍町 2 0 12 田上町 1 0 16 1 阿賀町 1 2 10 合計 59 1,105 841 44 ※座席数[武算]は、公益社団法人新潟県バス地 	 燕市 2 8 10 4 3 糸魚川市 1 28 5 3 1 妙高市 2 13 27 15 6 五泉市 2 18 41 16 6 上越市 5 97 71 41 16 阿賀野市 1 0 17 7 5 佐渡市 2 49 23 18 4 魚沼市 1 0 8 3 2 南魚沼市 5 64 82 48 15 胎内市 1 0 14 4 7 聖龍町 2 0 12 4 2 田上町 1 0 16 10 3 阿賀町 1 2 10 0 1 合計 59 1,105 841 447 200 ※座席数[試算]は、公益社団法人新潟県バス協会提供 ※座席数[試算]は、公益社団法人新潟県バス協会提供 	燕市 2 8 10 4 3 3 3 ※ 魚川市 1 28 5 3 1 1 1 9 時	無市 2 8 10 4 3 3 0 糸魚川市 1 28 5 3 1 1 - 妙高市 2 13 27 15 6 6 0 五泉市 2 18 41 16 6 19 0 上越市 5 97 71 41 16 14 0 阿賀野市 1 0 17 7 5 5 - 佐渡市 2 49 23 18 4 1 0 魚沼市 1 0 8 3 2 3 - 南魚沼市 5 64 82 48 15 19 0 胎内市 1 0 14 4 7 3 - 聖龍町 2 0 12 4 2 6 0 田上町 1 0 16 10 3 3 - 阿賀町 1 2 10 0 1 9 - 合計 59 1,105 841 447 200 208 0	 燕市 2 8 10 4 3 3 0 18 糸魚川市 1 28 3 1 - 33 9 4 3 1 - 33 4 1 - 33 - 4 6 6 0 40 40<!--</td--><td> 燕市 2 8 10 4 3 3 0 18 240 糸魚川市 1 28 3 1 1 33 840 妙高市 2 13 27 15 6 6 0 40 390 五聚市 2 18 41 16 19 0 59 540 上越市 5 97 71 41 16 14 0 168 2,910 阿賀野市 1 0 17 7 5 5 17 0 位渡市 2 49 23 18 4 1 0 72 1,470 魚沼市 1 0 8 3 2 3 8 0 市魚沼市 5 64 82 48 15 19 0 146 1,920 胎内市 1 0 14 4 7 3 14 0 2 0 12 0 14 4 7 3 16 0 12 0 19 19 10 10 10 <l< td=""><td> 燕市 2 8 10 4 3 3 0 18 240 324 ※魚川市 1 28 3 1 - 33 840 183 妙高市 2 13 27 15 6 6 0 40 390 963 五泉市 2 18 41 16 6 19 0 59 540 1,281 上越市 5 97 71 41 16 14 0 168 2,910 2,571 阿賀野市 1 0 17 7 5 5 - 17 0 55 - - 17 0 55 - -</td><td>燕市 2 8 10 4 3 3 0 18 240 324 180 糸魚川市 1 28 5 3 1 1 - 33 840 183 135 妙高市 2 13 27 15 6 6 6 0 40 390 963 675 五泉市 2 18 41 16 6 19 0 59 540 1,281 720 上越市 5 97 71 41 16 14 0 168 2,910 2,571 1,845 阿賀野市 1 0 17 7 5 5 7 17 0 555 315 佐渡市 2 49 23 18 4 1 0 72 1,470 939 810 魚沼市 1 0 8 3 2 3 - 8 0 252 135 南魚沼市 5 64 82 48 15 19 0 146 1,920 2,964 2,160 胎內市 1 0 14 4 7 3 - 14 0 432 180 聖龍町 2 0 12 4 2 6 0 12 0 360 180 田上町 1 0 16 10 3 3 - 16 0 594 450 阿賀町 1 2 10 0 1 9 - 12 60 216 0 合計 59 1,105 841 447 200 208 0 1,946 33,150 29,883 20,115 5 ※座席数(針算)は、公益社団法人新潟県バス協会提供による車両数(令和3年12月31日現在)に、新潟県において</td><td>燕市 2 8 10 4 3 3 0 18 240 324 180 81 6 3 3 4 3 4 3 4 3 5 6 4 3 4 3 5 6 6 6 6 7 4 7 5 6 6 6 7 4 7 7 7 7 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7</td><td>燕市 2 8 10 4 3 3 0 18 240 324 180 81 63 564 糸魚川市 1 28 5 3 1 1 - 33 840 183 135 27 21 1,023 妙高市 2 13 27 15 6 6 6 0 40 390 963 675 162 126 1,353 五泉市 2 18 41 16 6 19 0 59 540 1,281 720 162 399 1,821 上越市 5 97 71 41 16 14 0 168 2,910 2,571 1,845 432 294 5,481 阿賀野市 1 0 17 7 5 5 5 - 17 0 555 315 135 105 555 佐渡市 2 49 23 18 4 1 0 72 1,470 939 810 108 21 2,409 魚沼市 1 0 8 3 2 3 - 8 0 252 135 54 63 252 南魚沼市 5 64 82 48 15 19 0 146 1,920 2,964 2,160 405 399 4,884 胎內市 1 0 14 4 7 3 - 14 0 432 180 189 63 432 聖龍町 2 0 12 4 2 6 0 12 0 360 180 54 126 360 田上町 1 0 16 10 3 3 - 16 0 594 450 81 63 594 阿賀町 1 2 10 0 1 9 - 12 60 216 0 27 189 276 合計 59 1,105 841 447 200 208 0 1,946 33,150 29,883 20,115 5,400 4,368 63,033 ※座席数(針算)は、公益社団法人新潟県バス協会提供による車両数(令和3年12月31日現在)に、新潟県において次の座席数をそれぞ</td></l<></td>	 燕市 2 8 10 4 3 3 0 18 240 糸魚川市 1 28 3 1 1 33 840 妙高市 2 13 27 15 6 6 0 40 390 五聚市 2 18 41 16 19 0 59 540 上越市 5 97 71 41 16 14 0 168 2,910 阿賀野市 1 0 17 7 5 5 17 0 位渡市 2 49 23 18 4 1 0 72 1,470 魚沼市 1 0 8 3 2 3 8 0 市魚沼市 5 64 82 48 15 19 0 146 1,920 胎内市 1 0 14 4 7 3 14 0 2 0 12 0 14 4 7 3 16 0 12 0 19 19 10 10 10 <l< td=""><td> 燕市 2 8 10 4 3 3 0 18 240 324 ※魚川市 1 28 3 1 - 33 840 183 妙高市 2 13 27 15 6 6 0 40 390 963 五泉市 2 18 41 16 6 19 0 59 540 1,281 上越市 5 97 71 41 16 14 0 168 2,910 2,571 阿賀野市 1 0 17 7 5 5 - 17 0 55 - - 17 0 55 - -</td><td>燕市 2 8 10 4 3 3 0 18 240 324 180 糸魚川市 1 28 5 3 1 1 - 33 840 183 135 妙高市 2 13 27 15 6 6 6 0 40 390 963 675 五泉市 2 18 41 16 6 19 0 59 540 1,281 720 上越市 5 97 71 41 16 14 0 168 2,910 2,571 1,845 阿賀野市 1 0 17 7 5 5 7 17 0 555 315 佐渡市 2 49 23 18 4 1 0 72 1,470 939 810 魚沼市 1 0 8 3 2 3 - 8 0 252 135 南魚沼市 5 64 82 48 15 19 0 146 1,920 2,964 2,160 胎內市 1 0 14 4 7 3 - 14 0 432 180 聖龍町 2 0 12 4 2 6 0 12 0 360 180 田上町 1 0 16 10 3 3 - 16 0 594 450 阿賀町 1 2 10 0 1 9 - 12 60 216 0 合計 59 1,105 841 447 200 208 0 1,946 33,150 29,883 20,115 5 ※座席数(針算)は、公益社団法人新潟県バス協会提供による車両数(令和3年12月31日現在)に、新潟県において</td><td>燕市 2 8 10 4 3 3 0 18 240 324 180 81 6 3 3 4 3 4 3 4 3 5 6 4 3 4 3 5 6 6 6 6 7 4 7 5 6 6 6 7 4 7 7 7 7 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7</td><td>燕市 2 8 10 4 3 3 0 18 240 324 180 81 63 564 糸魚川市 1 28 5 3 1 1 - 33 840 183 135 27 21 1,023 妙高市 2 13 27 15 6 6 6 0 40 390 963 675 162 126 1,353 五泉市 2 18 41 16 6 19 0 59 540 1,281 720 162 399 1,821 上越市 5 97 71 41 16 14 0 168 2,910 2,571 1,845 432 294 5,481 阿賀野市 1 0 17 7 5 5 5 - 17 0 555 315 135 105 555 佐渡市 2 49 23 18 4 1 0 72 1,470 939 810 108 21 2,409 魚沼市 1 0 8 3 2 3 - 8 0 252 135 54 63 252 南魚沼市 5 64 82 48 15 19 0 146 1,920 2,964 2,160 405 399 4,884 胎內市 1 0 14 4 7 3 - 14 0 432 180 189 63 432 聖龍町 2 0 12 4 2 6 0 12 0 360 180 54 126 360 田上町 1 0 16 10 3 3 - 16 0 594 450 81 63 594 阿賀町 1 2 10 0 1 9 - 12 60 216 0 27 189 276 合計 59 1,105 841 447 200 208 0 1,946 33,150 29,883 20,115 5,400 4,368 63,033 ※座席数(針算)は、公益社団法人新潟県バス協会提供による車両数(令和3年12月31日現在)に、新潟県において次の座席数をそれぞ</td></l<>	 燕市 2 8 10 4 3 3 0 18 240 324 ※魚川市 1 28 3 1 - 33 840 183 妙高市 2 13 27 15 6 6 0 40 390 963 五泉市 2 18 41 16 6 19 0 59 540 1,281 上越市 5 97 71 41 16 14 0 168 2,910 2,571 阿賀野市 1 0 17 7 5 5 - 17 0 55 - - 17 0 55 - -	燕市 2 8 10 4 3 3 0 18 240 324 180 糸魚川市 1 28 5 3 1 1 - 33 840 183 135 妙高市 2 13 27 15 6 6 6 0 40 390 963 675 五泉市 2 18 41 16 6 19 0 59 540 1,281 720 上越市 5 97 71 41 16 14 0 168 2,910 2,571 1,845 阿賀野市 1 0 17 7 5 5 7 17 0 555 315 佐渡市 2 49 23 18 4 1 0 72 1,470 939 810 魚沼市 1 0 8 3 2 3 - 8 0 252 135 南魚沼市 5 64 82 48 15 19 0 146 1,920 2,964 2,160 胎內市 1 0 14 4 7 3 - 14 0 432 180 聖龍町 2 0 12 4 2 6 0 12 0 360 180 田上町 1 0 16 10 3 3 - 16 0 594 450 阿賀町 1 2 10 0 1 9 - 12 60 216 0 合計 59 1,105 841 447 200 208 0 1,946 33,150 29,883 20,115 5 ※座席数(針算)は、公益社団法人新潟県バス協会提供による車両数(令和3年12月31日現在)に、新潟県において	燕市 2 8 10 4 3 3 0 18 240 324 180 81 6 3 3 4 3 4 3 4 3 5 6 4 3 4 3 5 6 6 6 6 7 4 7 5 6 6 6 7 4 7 7 7 7 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	燕市 2 8 10 4 3 3 0 18 240 324 180 81 63 564 糸魚川市 1 28 5 3 1 1 - 33 840 183 135 27 21 1,023 妙高市 2 13 27 15 6 6 6 0 40 390 963 675 162 126 1,353 五泉市 2 18 41 16 6 19 0 59 540 1,281 720 162 399 1,821 上越市 5 97 71 41 16 14 0 168 2,910 2,571 1,845 432 294 5,481 阿賀野市 1 0 17 7 5 5 5 - 17 0 555 315 135 105 555 佐渡市 2 49 23 18 4 1 0 72 1,470 939 810 108 21 2,409 魚沼市 1 0 8 3 2 3 - 8 0 252 135 54 63 252 南魚沼市 5 64 82 48 15 19 0 146 1,920 2,964 2,160 405 399 4,884 胎內市 1 0 14 4 7 3 - 14 0 432 180 189 63 432 聖龍町 2 0 12 4 2 6 0 12 0 360 180 54 126 360 田上町 1 0 16 10 3 3 - 16 0 594 450 81 63 594 阿賀町 1 2 10 0 1 9 - 12 60 216 0 27 189 276 合計 59 1,105 841 447 200 208 0 1,946 33,150 29,883 20,115 5,400 4,368 63,033 ※座席数(針算)は、公益社団法人新潟県バス協会提供による車両数(令和3年12月31日現在)に、新潟県において次の座席数をそれぞ